

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 四 号

平成十六年三月十二日(金曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 池坊 保子君  
 理事 青山 丘君 理事 伊藤信太郎君  
 理事 遠藤 利明君 理事 渡海紀三朗君  
 理事 川内 博史君 理事 平野 博文君  
 理事 牧 義夫君 理事 齊藤 鉄夫君  
 今津 寛君 宇野 治君  
 江崎 鐵磨君 小湖 優子君  
 奥野 信亮君 上川 陽子君  
 城内 実君 岸田 文雄君  
 近藤 基彦君 鈴木 恒夫君  
 田村 憲久君 中谷 元君  
 西村 明宏君 馳 浩君  
 古川 禎久君 山際大志郎君  
 加藤 尚彦君 城井 崇君  
 小林千代美君 古賀 一成君  
 須藤 浩君 高井 美穂君  
 土肥 隆一君 鳩山由紀夫君  
 肥田美代子君 牧野 聖修君  
 松本 大輔君 笠 浩史君  
 富田 茂之君 石井 郁子君  
 横光 克彦君

文部科学大臣 河村 建夫君  
 総務副大臣 山口 俊一君  
 文部科学副大臣 原田 義昭君  
 文部科学大臣政務官 田村 憲久君  
 文部科学大臣政務官 馳 浩君  
 (総務省大臣官房審議官) 岡本 保君  
 政府参考人  
 (文部科学省初等中等教育局長) 近藤 信司君

第一類第六号 文部科学委員会議録第四号 平成十六年三月十二日

参考人 (社団法人日本PTA全国協議会常務理事) 小野田 誓君  
 参考人 (国立教育政策研究所名譽所員) 市川 昭午君  
 (国立学校財務センター名譽教授) 崎谷 康文君  
 文部科学委員会専門員

委員の異動

三月十二日  
 辞任 補欠選任  
 加藤 紘一君 中谷 元君  
 同日 補欠選任  
 辞任 加藤 紘一君  
 中谷 元君

三月九日

父母負担の軽減、私学助成の拡充に関する請願 (古川元久君紹介)(第七七四号)  
 同(赤松広隆君紹介)(第八〇六号)  
 同(岡本充功君紹介)(第九三六号)  
 行き届いた教育の実現に関する請願(筒井信隆君紹介)(第七八一号)  
 豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願(横光克彦君紹介)(第八〇七号)  
 同(井上和雄君紹介)(第八五一号)  
 同(石毛鏡子君紹介)(第八八五号)  
 同(渡海紀三朗君紹介)(第八八九号)  
 すべての子供に行き届いた教育等に関する請願(石井郁子君紹介)(第八五〇号)  
 三十人以下学級実現・私学助成などに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第八七一号)  
 私学助成の抜本的拡充等行き届いた教育に関する請願(石井郁子君紹介)(第八七二号)  
 同(穀田恵二君紹介)(第八七三号)

同(吉井英勝君紹介)(第八七四号)  
 小中高三十人以下学級実現、行き届いた教育に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第八七五号)  
 私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願(石毛鏡子君紹介)(第八七六号)  
 同(松原仁君紹介)(第八七七号)  
 同(中津川博郷君紹介)(第九〇一号)  
 すべての子供たちへの行き届いた教育に関する請願(石毛鏡子君紹介)(第八七八号)  
 同(小宮山洋子君紹介)(第八七九号)  
 同(松原仁君紹介)(第八八〇号)  
 同(山口富男君紹介)(第八八一号)  
 同(海江田万里君紹介)(第九〇二号)  
 同(手塚仁雄君紹介)(第九〇三号)  
 同(中津川博郷君紹介)(第九〇四号)  
 すべての子供に行き届いた教育、私学助成大幅増額に関する請願(志位和夫君紹介)(第八八二号)  
 すべての子供に行き届いた教育を進め、心通う学校に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第八八三号)  
 行き届いた教育、小中高三十人以下学級の早期実現に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第八八四号)

行き届いた教育を進めるための私学助成の大幅増額等に関する請願(穀田恵二君紹介)(第九〇〇号)  
 私立学校の保護者負担の軽減、教育条件改善のための私学助成の充実に係る請願(町村信孝君紹介)(第九三五号)  
 は本委員会に付託された。  
 三月十二日  
 信教の自由に関する陳情書(東京都武蔵村山市残堀五の一六の三比留間好伸)(第四九号)  
 同日  
 教育基本法の早期改正に関する意見書(熊本県議会)(第一六七一号)  
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 参考人出頭要求に関する件  
 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

○池坊委員長 これより会議を開きます。  
 内閣提出、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
 この際、お諮りいたします。  
 本案審査のため、本日、参考人として社団法人日本PTA全国協議会常務理事小野田誓君及び国立教育政策研究所名譽所員、国立学校財務センター名譽教授市川昭午君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として総務省大臣官房審議官岡本保君、文部科学省初等中等教

育局長近藤信司君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○池坊委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○池坊委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平野博文君。

○平野委員 おはようございます。民主党の平野博文でございます。

私も、昨年の選挙以来、初めての質問でありますので、非常に緊張しています。そういう中で、新しく河村大臣が誕生されましたことでありまして、しっかりと質問をさせていただきたいと思っておりますので、時間が余りないものですから、簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

冒頭、義務教育の国庫負担法の改正法案でございますが、この法案に入っていく前に、何点か大臣のお考えを聞きたいとございます。

まず、小泉内閣が誕生したときに、小泉総理の所信表明のところに、米百俵という言葉が最初に述べられて小泉内閣が誕生したわけでありまして、その所信を、米百俵の重みをどのように考えるかということを実はきのうつらつら考えておいたのですが、改めて、河村大臣、この米百俵の持つ意味、重み、新潟の今の長岡高校ですか、この学校をつくり上げてきた米百俵の重み、これは今の現在に焼き直したときにどういふふうに理解をしたらいいか、この点、大臣にまずお聞きをしたいと思っております。

○河村国務大臣 国づくりは人づくり、こう言われてきております。私は、米百俵の精神にはその原点があるというふうに思っております。そういう意味で、総理がお使いになった米百俵のねらい、我慢をして、そして人づくりにした、こういうことだと思います。

私は、この精神というのは、これからの日本の教育行政を進める上でも大事にしなきゃいけない

考え方であろう、このように思っております。私にはじき、副大臣当時であります。小泉総理にも、小泉改革の終結のところ、起承転結のところはやはり教育改革にすべき問題である、総理の所信はそこにある、このように思っているということも強く申し上げてきたところでございまして、そう申し上げた私を大臣に指名されたわけでありまして、この精神を貫いてまいりたい、このように思っております。

○平野委員 当時、大変厳しい藩の運営の中で百俵を贈られたわけでありまして、そういう意味で、即食料に使ってしまう、そういうことではなくて、将来の、あるいは人材を育成していくために、まず優先してこの百俵を学校建設に投資をした、こういうことだと思っております。現在版に焼き直したときに、この精神が今どう生かされているかという視点では、どうなんでしょうか。

○河村国務大臣 今国の財政も厳しいところにあることは我々も承知をしているわけでありまして、しかし、やはり教育を考えたときに、財政論が優先するわけにはいかない、こう思っております。教育予算にシーリングを設ける考え方そのものが間違っているのではないかと、私はこういうことをこれまで強く言ってきたところでございます。

やはり教育は大事である、こうおっしゃるならば、教育予算ということについてはきちつと確保していく、それでなければならぬと思っております。それでは現状に私が満足しているかと言われて、決して満足という状況にはない、こう思っております。さらに、私自身含めて、皆さんの御協力をいただきながら努力をしなきゃいかぬ、こう思っております。

○平野委員 大臣、そうはおっしゃいますけれども、ずっと一連の流れを見ていますと、教育論に基づくと、こういう国、こういう人を育てていくんだという議論以前に、まず財政論から物事が進められていくように思えてならないから、あえてこの米百俵を言ったわけでありまして、

そういう視点でこの義務教育の国庫負担法の問題に具体的に突っ込んでいきたいわけでありまして、なぜ国が教育について責任を持つていかなきゃならないのか、これは憲法二十六条、教育基本法という法律、国家の、国の責任においての領域であるわけですね。その責務を放棄しようとしているのではないかと思えてならないんですが、そうではいかと思えてならないんです、そこはございせんか。

○河村国務大臣 そういふふうにとられては困るわけでありまして、財政論を進めるということはそのういふことにつながる危険がある、私自身もそのう政治家としても思っておりますので、財政論ではなくて教育論を優先させるべきだということ、これは私は経済財政諮問会議に臨みましてそのことを強く訴えたところでございます。

しかし一方では、教育に対する期待といいますが、そういうものもその裏側ではそれだけ高まっていることも間違いございません。それにやはりこたえるだけの教育をきちつと国が責任を持つてやっていくということをもっと前面に強く押し出してこれからも取り組んでいかなきゃいかぬ、これにきちつと対応していかなきゃいかぬ、そういう強い思いで臨んでおるところです。

○平野委員 大臣のお答えになつて言葉と実態とは私は随分乖離しておるように思えてなりません。それは大臣だから言いたくも言えないでしょうけれども、きょうは文部科学委員会ですから、本当はそんなだよと思っております。本當に、教育論を中心にやっておられますか、この部分について、どうです。

○河村国務大臣 いや、ほつておきますとそういう懸念がなきにしもあらずと私も感じておりますから、臨むべきところへ臨んでは、問題はまず徹底的に教育論でいくべきだ、こういうことで、実はあの三大臣合意の中におきましても絶えずそのことを強く主張してきたところでありまして、これからもそれを貫いていかなきゃいかぬ、こう思っております。

○平野委員 ほうつておくとそういう方向に行くということは、小泉さんは、米百俵というのは何を意味して言ったのでしょうか。ほうつておくとそういう方向に行つちゃうと今大臣が発言されたが、では、小泉さんが言った米百俵というのは、財政論だけで教育を語つちゃだめですよ、もつと人のために教育の施設を充実しなきゃ、将来のためにというのが米百俵じゃないんでしょか。いみじくも大臣少し吐露されましたけれども、ほうつておくとだめだから私は頑張つていんだ、このことは非常に評価をいたしますが、しかし、小泉さんの進めていこうという方向は、米百俵とは全然違う方向にやろうとしているんじゃないんでしょか。

○河村国務大臣 小泉総理の方向がその方へ引つ張つていく、私はそうは思つておらないのであります。ただ、今の改革というのは、聖域なき構造改革に取り組まなきゃいかぬという方向づけがあるわけでありまして、その聖域の意味についてもいろいろあると思うのであります。あらゆる改革の中でどうしても経済構造改革というのが非常に大きなウエートを持つておりますから、その中に、どんな深みにはまらないようにという配慮を、私の責任においてやらなきゃいかぬ課題だ、このように思つておるわけでありまして。

総理は、全体を見ながら、教育はいかにあるべきかということを考え、また地方分権の観点からも考え、あらゆる面から宿題を投げかけ、課題を投げかけてきておりますから、それに私がきちつとこたえていくということが教育論を全うすることにつながっていく、このように思つておるわけでありまして。

○平野委員 そこで、少し具体的に突っ込んでいきたいと思います。今回の義務教育の国庫負担法の改正に当たる背景というのは経済財政運営と構造改革に関する基本方針に基づいておるわけですが、この改革というのは国と地方公共団体の役割分担の見直しなんだということなんです。役割分担の見直しということは、仕事の役割の分担の





そこで、今日のこれまでの義務教育を含めて教育のあり方、特に国立大学を法人化したという一つの大きな見直しであります。それに伴いまして、義務教育費の給与のあり方についても、これまでですべて国で細部にわたって計算をしたという面がありました。今度はいわゆる義務教育費国庫負担法の根幹を守りながら、地方において都道府県が裁量を発揮できるようにということ、今回、この見直しに当たって総額裁量制という考え方を入れた。これによって、根幹を守りながら、そして、役割分担と見直し、自由度を増すということ、役割分担を見直して、こうして考え方に立つておられるわけでありまして、こうした見直しによって、私は、御指摘のように、費用の分担のあり方と同時に役割分担の見直しということも一体となって今回まさに取り組もうとおられる、こういうことだと思えます。

○平野委員 今、自由度ということ、総額裁量制、こういうことも御発言ありましたが、これは本法律案の成否にかかわらず、政令事項で決めることですから、全くこの法律の改正に基づく部分での役割分担でも何でもありません。政令で変えられるんですから、この法律に関係なく、政令事項です。この法律案とは違ふんです。したがって、また退職手当と児童手当を国庫負担から削る、こういうところと総額裁量制とのかわりというものは、私は、そういう意味ではかわりがない議論だと思えます。

したがって、役割分担の見直しに伴う費用負担の見直しというのは、大臣おっしゃいましたけれども、地方分権改革の一環であると。こういうところは私は否定はしません。しかし、本質論は、結果的にはそういう理屈づけをしているだけにすぎないと思っております。

この国庫負担の削減は、結局のところ、教育の役割分担、地方分権の姿を本分に描いて、それに基づいて、教育の負担はこうあるべしという理念に基づいて描かれた制度設計になっていないと思っております。いわゆる三位一体改革とい

う流れの中での補助金の削減のつじつまを、どのような理屈づけをして削減してつじつまを合わせるか、こういうことだと私は思うのであります。すなわち、数字を合わせた財政論が今日のこの法案の改革になっていると思えてならないのであります。

改めて、教育論から本分に検討してもらったのか、総務省と文部大臣、両方お聞きをしたいと思っております。

○河村国務大臣 総務省もそのことをお考えと私は思っております。また後ほど副大臣の御意見を聞くとして、文部科学省、文部科学大臣といましては、やはりこの義務教育費国庫負担法のあり方、この基本的な根幹をきちっと守るという観点に立つてやっておられるわけですから、当然、退職金等、児童手当も含めて移譲することによってあれば財源が確保されるという前提に我々は立つておられるわけでありまして、それが崩れたら、これは、地方負担がそれによってふえるということであつたら全く意味がなくなるわけでありまして、こういう前提に立つて、それでないと実際に我々の考えている負担法の精神も生かされないことになっていくわけでありまして、それは当然のこととして、地方分権のあり方として国の全体で考えるということであつてこれは行われるということ、我々は、そういうことであればこの国庫負担法の精神は守られていくだろうということ、こういう方向を打ち出した、こういうことでもあります。

○山口副大臣 今、河村大臣の方からお話がありました。私も私もそう思っています。同じなんです。同時に、先生御指摘の例えば退職手当等々ということになります。必ずしもこれは地方の自主性を拡大するというふうなことにはなかなか直結をしない。同時に、御案内のとおり、我々の年代が退職をするにつれて金額がまた大きくなつてしまふという問題もこれまたありまして、特に、こうした問題に関しては、地方の方から、こ

れは負担転嫁じゃないかというふうなさまざまな御意見等々もござります。

そうした状況の中で今回のさまざまな措置に至つたわけなんですけれども、結局は、十八年度末までに給与費全額の一一般財源化について検討を行うというふうなこともなつておられるわけでございます。今回のさまざまな措置というのでも、やはり三位一体改革という意味では一定の前進をしたものじゃないかなというふうには思っております。

○平野委員 総務省の立場では、もともと退職手当については含めるべきでないと思生大臣が発言をされている。ペーパーもござります。しかし、妥協の産物として今回含んだということは、結局は、三位一体改革、一体だけ削減するということが先行しての財政論の数字合わせではないでしょうか。もともと、自由度を増さないからこんなのだよと言つてきたのが総務省の立場だと僕は思うんです。だけれども、結果的には、結論としては十八年度というところに先送つちゃつて、今年度は数字を合わせてこういうふうな決着を見たということじゃないでしょうか。真の教育論から出てきた財政確保の議論は私はないと思ひますが、その点どうでしょうか。

○河村国務大臣 今回の国庫負担制度改正、数字を、退職金、まあ、そういう意味ではつけかえになるんであります。けれども、しかし、この場合に、この見直しによって退職金がああいう形になつていく、そうするとこれを一般財源化するということになる、そういうことによつて、国庫負担制度の目的に照らしたときに支障が生じるかどうか。私どもの方は、これは支障は生じない、こういう判断をしたものであります。そういう観点から、根幹を守りながら、そして同時に地方分権の方向にも我々は、協力といひますか一緒に考えて、地方分権の重要性をかんがみてその方向にとつていくということ、この負担制度の根幹は支障は生じないのだという考え方に立つたということでありまして、

○平野委員 そうおっしゃるならば、もう少し深めていきたいと思います。

制度の見直し、これは六十年以降ずっとやってきている、十回の制度見直しをされているんですね、こういう段階的ですから。したがって、平成元年くらいからずっと来て、こんな古い話まで持ち出すとんでもないことになりますから、ここ一、二年のことでももう少し現実論を御質問したいと思います。

過去の改革の現状でいきますと、段階的に縮小されてきた、しかし、何らかの格好で措置をしている。これは多分交付税で措置をして補つてきている。これは多分交付税で措置をして補つてきている。だつたらと思うんですね。昨年度の場合におきまして、二千四百億円の国庫負担削減分、これについては、暫定措置によつて結果的には八分の七までですか、財源手当をされたということでありまして、かわりに、その結論としては、非常にわかりにくい所得譲与税が二千五百億手当てされた、こういうことになつておるんですね。

そうすると、交付税措置で対応したということでありまして、昨年あるいはその前でも結構ですが、積算根拠をどういう形でもって交付税措置で対応したのでしょうか。交付税措置でやつていましてから具体論はわからないということになりますか。

○岡本政府参考人 お答えをいたします。共済の長期の費用につきましては、昨年の取り決めに従ひまして交付税で一般財源化をし、半額を特例交付金、半額を交付税で対応いたしておりますが、この分につきましては、教職員数を単位費用といたしまして、そこに共済の長期の費用をカウントして入れております。

○平野委員 そうすると、これは、地方自治体によつてごぼご起こらずに、結果としては完全にその部分が確保されているというふうな認識でござりますか。

○山口副大臣 お話の件は、保育にかかわる所得譲与税の件でも各地方団体からさまざまな御不安が出ておられて、そこら辺は、確かに人口に

よって予定特例交付金も配分をされていくわけでありませぬけれども、その退職手当等にかかわる国庫負担金の減少額とは、各団体、これはどうしても多少の違いが出てまいります。その分に関しては、しっかりと地方交付税の基準財政需要額に入れたせていただくことで担保させていただきますかと思っております。

○平野委員 そういうスキームでやるんでしようけれども、例えば教材費でありますとか教職員の旅費の問題でありませぬかと、こういうことを合わせてみますと、措置率というんでしようか、これが非常にばらつくわけでありませぬ。

そうすると、一〇〇%行くところと行かないところと、地方公共団体によって物すごくばらつく。これは本当にしっかりと減額した部分を担保したということになっていくのでありませぬか、実態的に。

○岡本政府参考人 お答えをいたします。先ほどお話でございます、過去の例えば教材費でございますとか旅費でございますとか、そういうものの費用につきましては、先ほど申し上げましたように、交付税の基準財政需要額の算定の中で、平均的な、標準的な団体をベースに算入をいたしているわけでございます。

また、今回の退職手当の額につきましても、先ほど副大臣からお答えさせていただきましたように、その全額それからその所要額を、職員の退職数に応じまして、現在の特例交付金の額を差し引いて、その分を交付税の基準財政需要額に算入いたしますので、退職手当の所要額はそれぞれの団体で確実に措置されるということに相なるわけでございます。

○平野委員 措置されると言われていますが、実際、措置率が変わるといことが、私、でございませぬ。算定基準が変わるから措置率が全部変わるんじゃないですか。一〇八措置しているところや七〇で終わっているところや、いろいろでございませぬ。

交付税交付金で措置をする、こう言っておられるけれども、本来、だったら、そんなでございませぬ。にきちつと担保されて送られるものが、画一的にばたつと措置されるんじゃないかと、でございませぬ。金額の絶対値はばらばらでもいいんじゃないかと、措置率が一〇〇%でないかと本来いかにのじゃないでしょうか。

○岡本政府参考人 先ほどお答えいたしましたように、交付税で措置をする場合は、標準的な団体の退職者数を踏まえてやるわけでございますので、年度によっては個々の団体ごとにはばらつきは多少は生じます。しかし、それを全体として平均で見れば、それは一〇〇%措置をされているというふうには言えるのではないかと、思います。

○平野委員 そこで、もう少し別の観点で質問します。時間が押してきましたから入りませぬ。附帯決議をずっとつけてきているわけですが、私、平成元年からの附帯決議すべてを掌握したわけでありませぬが、附帯決議の持つ、委員会で一致を以て附帯決議をつけていくこの重みは、大臣含めて、この法律を、実際、施行、実施をしていく文科省としての附帯決議に対する認識は、どういう認識なんですか。

○河村国務大臣 平成十五年三月十四日に、この委員会に附帯決議をいただいております。「義務教育について国はその責任を適切に果たすため、地方の自主性の拡大という視点に配慮しつつ、義務教育費国庫負担制度を堅持し、地方の財政運営に支障を生じることのないよう適切な措置を講じよ、こういうこと」でございます。私もこの立法院としての決議というものは重く受けとめております。

今回、国庫負担の対象経費を国が受け持たない部分に限定するということ、今日こういう法律を出させていた、おっしゃる、これも、国庫負担対象外としても、ここに御指摘がありませぬように、義務教育費国庫負担制度を堅持する、この点において支障は生じないという判断をいたしましたものでございませぬ。ただ、地方の自由度といいますか、地方の自主性の拡大という視点に配慮し、これは、総額裁量制という考え方でこれにきちつとこたえていきたいということでございます。

地方の財政運営に支障のないようにということ、総務省おっしゃる通りに、交付税の中できちつと措置をしていただく、これはその前提に私自身立っておるわけでございます。この決議をきちつと重要に受けとめて対応しておる、このように考えております。

○平野委員 附帯決議というのは、やっぱり有効に働いているというふうには理解していいんですか。過去、これはずっと附帯決議がついているんじゃないでしょうか。平成七年、六年、五年、四年、三年、元年。これは、全部附帯決議、私、検証しておりますが、文科省、一番わかっておりますか。附帯決議、ついていませぬか。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。今、手元に全部を持っておりませぬけれども、これまでの法改正等におきまして、当委員会におきまして附帯決議がついている、このように承知をいたしております。

○平野委員 それでも、大臣、制度は堅持されて今日まで来ている、なし崩し的に崩れていって荷崩れを起こしているけれども、制度は根幹を守られているというふうには認識をしますか。附帯決議のついては、流れの中でも、そういう認識に立ちますか。

○河村国務大臣 この附帯決議の精神というものは、私は守られてきておるというふうには思います。

○平野委員 精神論で言われると、河村大臣の人間性、僕は嫌いではありません、好きですからいいですけれども、今は現実の問題を言っておるんですから、大臣。文科省のやってきたことは、決して僕は正しいとは思っていません。しかし、少なくとも、この委員会に附帯決議をする、このことを、委員会で

法案修正されるよりも、附帯決議でお茶を濁したほうがいいのか、議員の自己満足さえそこにあらわしておいたらいいんだらうという、附帯決議に対する軽視をしている傾向があるんじゃないでしょうか。

○河村国務大臣 過去のいろんな附帯決議について私もつまびらかに覚えておりませぬが、今回の附帯決議、これについては、私は、その精神といいますが、その考え方に沿って対応しておるというふうには思っております。

一番問題は、こうした制度をいろいろ見直していくこと、教育を受ける子供たちといいますが、そういう教育の現場に支障を生じさせないということ、これは非常に大事なことでありますから、それを念頭に置きながら、我々としても、国の財政方向あるいは地方分権の考え方、いろんな考え方を取り入れながら、判断をいたしますか決断をしております。

意味では、私は、決して、この附帯決議によって、本音を申し上げますと、文部科学省が考えている、この国庫負担制度を守っていかなくやいけないということ、これをむしろ支えていただいているという思いで、この決議に沿っているというふうには思っております。

○平野委員 時間が来ましたから、少しポイントを絞ります。通告をしている部分は飛ばしますが、附則の第二条についてお聞きをしたいと思います。

この法律案の附則第二条について伺いたいわけですが、義務教育費国庫負担のあり方について、平成十八年度末までの検討の状況並びに社会情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、必要の措置を講ずる、この条文がございませぬ。これは、義務教育費国庫負担制度をさらに削るという意味なのか、あるいは廃止をするということなのか、あるいは、もつと逆に言えば、もつと戻すという意味なのか、この附則の持っている意味合いの解釈が非常にわかりにくい。改めて詳しくした解釈を出してください。



ところが、この専門家は、私が獣医出身だから言っているわけじゃないですけれど、学校と獣医師とかがかわり合いを持つ、そういった法整備があるのかという点、今現在ないのが現実です。ですから、個々の学校が、鳥インフルエンザの問題に限らず、地元の獣医さんとコネクションを持って、それでいろいろなことを相談しているというのが現実なわけですね。

これは非常に危ういんじゃないか。やはり今回の一件を機に、しっかりと、学校と、それから学校が飼育している動物を管理する専門家である獣医師とをつなぐ法整備というものを考えるべきではないか、このように私は思うんですけれども、その点についての御所見をお伺いしたいと思います。

○河村国務大臣 山際先生、さすがに、獣医師だから言うわけじゃないとおっしゃいましたけれども、その見地に立つて、私は、非常に今の時期に大事な御指摘をいただいた、こう思っております。

子供たちにとつて、動物を飼って、そして、いわゆる生き物に対する慈しみとありますが、そういうことを通じて豊かな人間性を培うべく、そういう意味で、私は、ほとんどの学校が何らかの動物を飼っていると思えますね。これを大切にしていくということをきちっとやはり教育の中に生かしていくかなきゃなりません。

こういう事件、こういうことが起きたものでありますから、鳥なんというのはもう全部大変なんだ、こう思い込んで、過剰反応してらるる困るわけでありまして、こういうときにどういうふうな処置をするかということやはり一つの教育になるわけですから、先生方はそういう思いでこの問題に対応していただく、そのためには、おっしゃる通りに、専門家である獣医師、動物病院等々とも相談をしながらやっていただくのが大事じゃないかと思えます。

これは、おっしゃったように、ちゃんとやっていくところ、そうでないところがありますから、

ちゃんとやっているとこの例をもとにしながら、全国でそういう対応をしていただくように、我々としても、全国の教育委員会に改めてそういう通達なりを出して、そうした取り組みをやっていただくようにしたい、こう思っております。

獣医師と学校の連携をとることは私も必要だと思えますし、私の方にも、ちゃんとやっているとこはいいけれども、ウサギなんかを飼っているところはもう非常に汚くて臭くてというところがある、あれでは逆効果だ、こういう指摘も受けておりますので、こういうことをこの機会にといいますか、災いをもって福となすといいますが、こういう機会にそういう対応をちゃんとしてまいりたい、このように思います。

○山際委員 ぜひお願いしたいと思いますが、それに絡みまして、もう一步踏み込んで、二十一世紀というのを考えますと、あらゆる意味で生き物が共生をする世紀であることは、これは間違いないわけですね。この共生というのがうまくいかない限りは、二十一世紀、人類だつてうまく生きていくことはできないわけですね。

となると、この共生の中のキーワードとして、私はやはり命だと思えます。命の大切さというものがきちっと認識できる、そういった人間をつくっていくということが教育の根幹にあるのが私に思っています。ところが、今核家族化というものが随分進んでいて、そして、この核家族化に従って命というものに直接触れる機会というのが非常に減っている現実があります。

一つだけ例を挙げますと、昔は、おじいちゃん、おばあちゃん、おじさん、おばさん、あるいはまた兄弟もたくさんいる中で子供は育つわけです。当然、同じ家の中でお年寄りがいれば、いざれそのお年寄りはお亡くなりになる、そのお亡くなりになったお年寄りのことを見て、初めて、命というものはどういふものなのか、あるいは死というものはどういふものなのか、こういうことを自然に人間は体感して、実感して、それを身につけてきたんじゃないかと思うのです。

ところが、今核家族化が進んでいますから、当然、おじいちゃん、おばあちゃんとはそもそも一緒に暮らしていない。おじいちゃん、おばあちゃん、元氣なときは別々に暮らして、少し年をとつてくると老人ホームに入つてしまふ、施設に入る、病氣になれば病院に行く、それで病院でお亡くなりになる。そうすると、子供たちは命というものにじかに触れる機会が余りに少ない、私はこのように思います。

さらに言うと、食べ物にしてもそうです。例えば、狂牛病の問題や鳥インフルエンザの問題等々が今出ておりますけれども、牛を見たときに、牛から牛肉がちゃんと連想できるのか、鳥を見たときに、鳥から鳥肉が連想できるのか。今の子供たちに聞くと、恐らく連想できないです。肉はどうやってつくられるか知っていない、お肉屋さんがつくるんでしょう、スーパーがつくるんでしょう、こういう答えが普通に返ってきます。

これはやはりおかしなわけですね、こういうところもしっかりと教えていかなきゃいけない。私は、こういうことも包括的に見たときに、やはり命の大切さを教えるのに動物を介在させた教育というものはこれから絶対に必要になってくると思うんです。

そこで、先ほどの質問とリンクするんですけど、動物が適正に飼われなくてはいけない、当然、その動物が適正に飼われなくてはいけない、それも管理をしていかななくてはいけない、あるいは動物とのかかわり方というものも教えていかなきゃいけない。先ほどの話と同じで、通達とかそういうレベルではなくて、やはり獣医師と学校とがしっかりと結びつけられる、そういう法整備を早急になすべきだと私は提案させていただきます。と思えますので、どうぞこれはお考えになっていただきたいと思います。何かありましたら。

○河村国務大臣 大変大事な御指摘だと思えます。そのとおり我々は努力したいと思います。文部科学省が、委嘱研究として、日本初等理科教育研究会というところが出しているんです

が、「学校における望ましい動物飼育のあり方」、こういう手引も出しております、これはどうももう一つ関心が低かったと言われておりますが、今回のインフルエンザの問題でこれが必要になってきているというので、非常に引張りだになってまいりました。

さつき申し上げましたように、この機会にそういうことを徹底していきたい、こういうふうに思います。

○山際委員 ぜひよろしくお願いいたします。それと、肉の話ばかりで恐縮なんですけれども、今度は学校給食の話です。

実は、これは通告で出していないんですけれども、きのう、地元の方と少しお話ししていただいたら、学校給食の中でいまだに牛肉を使っていると言っています。もちろん、鳥インフルエンザが出ましたから、鳥肉も使っていない。それじゃ、どうやって給食をつくっているの、いや、豚肉ですと平気で言うわけですね。

狂牛病の問題、BSEの問題では、あれだけ全頭検査をやつて、安全だ、安全だ。今、消費のグラフを見たつて、牛肉の消費量というのはもとに完全に戻っている。アメリカでBSEが出ましたけれども、少しダメージがあるとしてももとのレベルには戻っている。それで、聞いてみたら、全国でまだ八百校も牛肉を給食に使っている、そういう学校があるんだという話ですよ。鳥インフルエンザに関して、また出ましたから、これまた鳥肉も使わない。こんなような話になってくると、幾ら何でもそれはないんじゃないかと。

やはり、きちつとした科学的なデータに基づいて安全だということを政府が言っているのであるならば、当然、給食の中にもこういったものも使うように徹底的に指導していく必要があるんじゃないかと思えますし、またそれを使って食の安全というものを子供たちに教えていくということも必要なんではないかと思うんですけれども、この

点について何かございましたら、よろしくお願ひいたします。

○河村国務大臣 鳥の問題、また牛肉のときもそうでありますが、その都度、我々としては的確な情報を各県の教育委員会に出してありまして、特に鳥について言えば、食物を介して人に感染した例はありませんよということ、それから、七十度以上加熱すれば安全であるというこれまでの厚生労働省から来ております知見をもとにして、あとは各教育委員会がどういうふうになされるか。

P.T.A.の皆さんとも相談されたりしてどうしてという地域もあるように聞いておりますが、できるだけこの情報に基づいて判断をしていただく、こういったしてありまして、今なお牛肉をまるごとというところが子供の健康上考えてどうなのかということについても、それぞれの県の教育委員会、さらに市町村の教育委員会で適切に御判断をいただきたい、こう思っております。

○山際委員 現実問題として、給食に牛肉も鳥肉も使っていないという学校が厳然としてあるわけですから、これはしっかりとやっていただかないといけないんじゃないかな、このように思っています。

少し話題を変えまして、今の日本の教育のあり方というもので、財政論が随分と今言われておりましたけれども、そもそもその財政論の中で、諸外国の中において日本の教育費というのは決して高くない、要は一国の予算に占める教育の割合というのは決して高くないということは、これは皆さん御存じのとおりです。

私、ここに持ってきたデータを見ましても、これは対GDP比ではありますけれども、イギリスとアメリカとドイツとフランスと韓国と日本、このように並んでいて、殊に高等教育でいうと、GDP比でアメリカの半分、アメリカが一・一%、日本は〇・五%、これがデータとして出ているわけですね。

それで、河村大臣もおっしゃっているように、これから日本の生き残っていく道は一体どうい

道なの、こういうふうな話をすると、日本は国土は狭いし、資源もほとんどない、そうすると、人的資源、我々人間以外には資源と呼べるようなものはほとんどないじゃないか、だから人間をきちっと育てていく、人材育成が必要なんじゃないか、教育が一番重要だというのはそこにあるんだ、これは皆さんおっしゃっているわけですね。

実際にこれが数字に全然あらわれない現状があつて、日本がアメリカぐらいに豊かに何か資源でもある国ならいいですけども、何にもないのに、なおかつ教育費には余りお金が使われていない。そして、義務教育費の国庫負担金を今度一割に減らしたという議論が今起こっているわけであつて、ここでまたそんなことをやつてしまつて、本当に、二十一世紀、国際競争社会をきちつと生き抜いていく日本人をつくるのができるのか。これはもう与党とか野党とか関係ないと思うんですね。本当に、これは危機感を持たない方がおかしいと思うんですね。

この現実を目にして、同じような質問になつてしまつておられるけれども、もう少し財務省にかけ合つて予算をとつてくるというようなことは現実問題としてできないのかどうかということ。GDP比で少ないんじゃないか、やはり国際比較としてもう少しふやすべきじゃないか、これぐらいまではできないものかということをお伺いしたいんです。

○河村国務大臣 日本の義務教育、特に初等中等教育、これをこれまでも重視してきて、今日の国づくりの大きく貢献してきた。しかし、現実にごうした数字が出てきていることを私も承知をいたしております、おっしゃるとおり、財政論ではなくて、むしろ教育論から予算を確保しなきゃいかぬと常々思つておるところでございます。

財務当局とこの問題も当然そういう観点に立つてやるのでありますが、もともと国によつてさまざまな条件が違うんだ、公財政支出のあり方あるいは教育制度のあり方が違うんだ、一概にそのとおりになりませんという話がいづれも出ます。出

ますけれども、しかし、諸外国との比較を考えればそういう数字になつておりますから、やはりもつと我々が重視をしていくという姿勢、私は非常に大事だと思つて、この点については、この委員会の皆さんにも御支援をいただきながら最大努力をしてまいりたい、こういうふうにお考えをしたいと思います。

○山際委員 大臣、ありがとうございます。次に、総務省の方に質問したいんですけども、先日、本会議の中で総務大臣から、平成十八年度までに義務教育の国庫負担金の給与の本体部分についても包括的に検討するんだというような発言がありました。これを聞いて私も非常に暗い気持ちになつたんです。

その後、二月二十六日の衆議院の総務委員会の席での麻生総務大臣の発言の中に、「そもそも義務教育はというそもそも論からちよつとやつていただかないと、ただただ借金だけの話だけでやるのは極めて危険という形にならうと思つたので、この点につきましては、慎重に検討を重ねていってしるべきところだと思つております。」というふうな、聞くところから余りよわらないような発言が出てくるわけですね。

その後にも、「やつと義務教育についての意見がいろいろなところから出始めたところだと思つたので、これはことし一年かけて、文部省等々いろいろなところでこれは検討をされてしかるべき問題として、何となくお金の話だけで義務教育に手を突っ込むというのは危険かなという感じが私には実感としてございます。」というお答えをさせていただきます。

そこで、私は、これを文部科学省に聞けば、当然返つてくるのは、根幹は堅持しますという答えしか返つてこないの、総務省にあえて聞きたいんですけれども、総務省はこの大臣の答弁というものを受けて、この部分は一般財源化しない、このように明言できるのかどうか、あるいはどういふ方針なのか、これは重ねての質問になるかもしれませんけれども、これをはつきり答えていた

だきたい、このように思います。

○岡本政府参考人 お答えをいたします。義務教育費の国庫負担制度につきましては、先ほども山口副大臣からもお答えさせていただきましたが、骨太の二〇〇三におきまして、「地方分権を推進し義務教育に関する地方の自由度を大幅に高める」という考え方に立つて検討するということに決定されているところでございます。

その際、昨年の経済財政諮問会議でも、麻生大臣から、全国知事会の税源移譲の上全額を一般財源化するというような提言も踏まえまして、国は教育制度の根幹や全国的に確保すべき大枠を定め、具体的実施は地方団体がそれぞれの地域の事情に照らして創意工夫を凝らす、そういう具体的な教育サービスを提供していくという地方の自主性を拡大するという観点から、全額税源移譲によつて一般財源化を図ることが必要だということ、諮問会議でもペーパーを出して表明をさせていただいているところでございます。

○山際委員 恐らくこの議論はしていても不毛なものでしょうからこの辺でやめますけれども、しかし、知事さんの中には、今回総額裁量制が行われることによつて随分地方も自由度が増してきているんじゃないか、だから何もやみくもに地方にすべてを移譲してもらふ必要はないよ、このようにことをおっしゃつていらっしゃる知事さんも何人かいらつしやると思つて、そういうふうな考えもしかるべきかなと私は思つておられますので、ぜひこの問題、本当に国の根幹にかかわりますから、総務省の今のお答えで納得できるようなものではないですけれども、強く働きかけを大臣初め文部省の方にはしてもらいたい、このように思う次第でございます。

次に、三位一体の改革というのが地方の自由度を増すんだということでは、まさに今回の、財政論ではなくて、総額裁量制という形で地方に自由度を持たせるといふのは、私は非常に評価をしたい、このように思うわけですが、実際にこの制度の中で具体的にどここの部分をこうする

からすぐ自由が増すんだよというのが、いま一つぼけちゃっている部分があると思うんです。なので、この部分、ポイントとしてこれが目玉だよというのをもう一度説明していただければと思います。

○原田副大臣 総額裁量制の話でございますけれども、その前提として、義務教育費国庫負担制度、これについては先ほどの平野議員の議論のときにも掘り下げて議論されたところでございませう。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等、教育の水準をしっかりと確保する、そういう観点から、戦後、昭和二十八年にでき上がった制度でありまして、昭和二十八年にでき上がった制度前から、国がしっかりとその部分を負担せよといかぬ、こういうことから確たる教育制度としてでき上がっております。

私ども文科省としては、当然のことながら、先ほどの議論がありましたように、この義務教育費国庫負担制度の根幹をきちっと維持しながらも、なお時代の流れでございませう地方の自由度を大幅に高めるといふ観点から、この制度を新しく導入することとしたところでございます。

具体的には、義務標準法、これに基づいて職員の数をしかり確保する、また、人材確保法等に基づきまして給与をしかるべき水準に維持する、こういう観点から、従来はそれはきちっと決まっておったわけでありますけれども、その総額は国からきちっと確保する、あわせて、その使用道については都道府県の裁量を十分に確保する、こういうことでございます。教職員の給与やその職員の配分、こういうものについて裁量を拡大する、こういうことであります。

我が省としては、それぞれの要請、すなわち教育の水準を維持する、あわせて地方の自由度を高めるといふ観点から、この制度をしかりと運用していきたいな、こう思っております。

○山際委員 ポイントとしてどういふものなのかというの、まあくつきりとは見えない気がする、私は、私頭が余りよくないからなのかもしれない。

せんが、給料を少し下げて人数を多く雇えるとか、そういったようなことなのかという理解でおります。

ただ、こういった制度改革をしようとする、当然これは混乱が起きることは必至でありまして、それでまた、特にお金を、下手すると丸投げじゃないかというような批判を受ける部分もあるわけで、それは人確法やら何やらで規定されているから大丈夫だという話であったとしても、これとセツトとして、報告義務といひましようか、きちつとした透明性を持った情報公開というものがセツトとしてない限りは、やはりこれは私は危険だと思っております。

この部分についての説明というのが、どうもいつも説明を聞いていて出てこない部分があるような気がするんですけども、この情報公開に関しての具体的な手だてというか方法はどのようなか形でやろうとお考えになっていらつしやるのか、お願いいたします。

○原田副大臣 先ほどの総額裁量制の具体的な活用でありますけれども、例えば、給与費を全体的に抑制して、その財源を活用して教職員を多く配置する、これによって少人数学級を実施すること、非常勤講師、再任用教員等を多く配置することによって習熟度別少人数指導を充実させる、こういう意味で地方独自の学力向上が実現できる、こういうことを自由度を拡大することによって考えておるわけであります。

あわせて、そのことがしっかりと広報されなきゃならないという観点から、総額裁量制の事前説明については、何度にもわたって、もう既に各都道府県教育委員会に対し具体的な内容について周知徹底を図ってきたところでございます。また、教育関係団体に対していろいろな会議等を通じまして総額裁量制についての説明を行ってきたところでもあります。また、その理解が進んでいない部分も現実にあるようでありまして、そのことについてはさらに努力を続けてまいりたい、こういうふうな思っております。

○山際委員 済みません、質問の趣旨は実はそうではなくて、実施する地方自治体の方が情報を公開しないと、そうじゃないと、本当にそれが丸投げだという批判を受けないかということでございます。まして、実施する地方自治体にどうやって情報を公開させるかという方法を教えていただければという質問なんですが、よろしくお願いたします。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

先生御指摘のとおりかと思っております。今回、地方公共団体の自由度を拡大するわけでございますが、当然それは責任の増大を伴うものでありまうかと思っております。総額裁量制の導入後、各都道府県におきます適切な教職員配置でありますとか給与水準が確保されるためには、やはり都道府県がみずからこの国庫負担金の使用道について説明責任を果たし、県民の理解を得ることが重要でございまして、私どももいたしましては、今後ともさまざまな機会を通じて、積極的に情報公開を行うよう促してまいりたいと思っております。文部科学省自身が得た情報につきましても積極的にできる限りのことはしてまいりたいと思っております。

○山際委員 時間がなくなつてまいりましたので、今の点、もう少しだけ。

今のお話だと、地方公共団体は、これは文部科学省にはどういふ形で総額裁量制の中身を使っているかというところは報告の義務はないということなんです。

○近藤政府参考人 もちろん報告はあるわけでございませうけれども、例えば、現時点におきましても、幾つかの県では、例えば教員の給料表別ですとか年齢別の教職員の数、あるいは平均給料の月額でありますとか平均経験年数等をホームページで公開している、こういうようなこともございませう。

さらに今後は、そういう意味で、自由度が拡大するということは責任の度合いも拡大するわけですから、まずは都道府県においてそういった国

庫負担金の使用道について十分県民の理解を得るよう努力をしていただきたいと思っております。また、私どもが得た情報の中で公開できるものにつきましては、また私どもの方もホームページ等において情報提供していきたい、こういう趣旨で申し上げております。

○山際委員 わかりました。

実は、池田小学校の後、いろいろな学校の現場での問題等々ありまして、それで、監視カメラをつけようじゃないか、監視カメラをつけました。でも、監視カメラを見る人がいないんですね。特に小学校の場合は、先生方が全部教室に出払っちゃつているので、監視カメラがついていたって、それを見ている人がいないなら何にも意味がない。そういう意味では、この総額裁量制を取り入れることによって少しそういった余裕も出てくるのかな、このように期待をするところでございませう。

いずれにせよ、一步一步でしようけれども、先に進んでいかなくちゃいけない現状があると思っておりますので、これからはぜひよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○池坊委員長 本日は、本案審査のため、参考人として、社団法人日本PTA全国協議会常務理事小野田誓さん及び国立教育政策研究所名誉所員・国立学校財務センター名誉教授市川昭午さん、二名の方々に御出席をいただいております。

この際、お二方の参考人に一言ごあいさつさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、本委員会にお出まじいただきまして、心よりお礼申し上げます。本案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議事の順序でございますが、小野田参考人、市川参考人の順に、お一人十分程度で御意見

をお述べいただき、その後、委員からの質疑に  
しお答えをいたしたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言はすべ  
てその都度委員長の許可を得てお願いいたしま  
す。また、参考人は委員に対し質疑ができないこ  
とになっておりますので、あらかじめ御了承願  
います。

それでは、まず小野田参考人をお願いいたしま  
す。

○小野田参考人 私は、社団法人日本P.T.A.全国  
協議会で常務理事をしております名古屋市立小中  
学校P.T.A.協議会会長の小野田と申します。よろ  
しくお願いいたします。

本日は、義務教育費国庫負担法及び公立養護学  
校整備特別措置法の一部を改正する法律案に関し  
て、私たちの意見を述べさせていただきます。機会を  
与えていただいたことに感謝申し上げます。

私たち日本P.T.A.全国協議会は、子供たちの健  
やかな成長を図るためには、家庭、学校、地域が  
それぞれの教育機能を十分に発揮し、ともに手  
携えて連携していくことが不可欠との認識に立っ  
て、全国の一千万会員が力を合わせて、二十一  
世紀を担う心身ともに豊かな青少年の育成を旨  
とし、さまざまな活動を行っております。

現在、国や地方にあつては、教育の構造改革の  
名のもとに、戦後最大とも言われる教育改革が進  
められており、私たちP.T.A.も、このような取  
組みに大きな期待を寄せるとともに、家庭や地域  
の教育力を高めるため、P.T.A.としての役割を果  
たそうと努めているところでございます。

しかしながら、その一方で、一昨年来、いわゆ  
る三位一体の改革として国庫補助負担金の見直し  
が行われており、義務教育費国庫負担金について  
も、この廃止をめぐる議論が行われていることに  
対しまして、大きな不安を持っております。

きょうは、この義務教育費国庫負担制度につ  
いての私たちの基本的な考え方を述べさせていただきます  
ながら、この法律案に対する意見を申し上げた  
いと思っております。

まず、義務教育費国庫負担制度についてござ  
います。申すまでもなく、教育は国家の礎であ  
り、その中心となる学校教育においてしっかりと  
した教育が行われることが大切であります。とり  
わけ、義務教育は、憲法上の重要な国民の義務で  
あり、また同時に、憲法がすべての国民に対して  
保障している重要な権利でもあります。憲法第二  
十六条は、「すべて国民は、法律の定めるところ  
により、その能力に応じて、ひとしく教育を受け  
る権利を有する。すべて国民は、法律の定め  
るところにより、その保護する子女に普通教育を受  
けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償と  
す。」とし、教育を受ける権利及び教育の機会均  
等の義務教育無償の原則を定めていることは御承  
知のとおりです。

すなわち、この憲法の要請に基づいて、義務教  
育については、全国のどの地域でも、山間部や離  
島でも、人口の密集した大都市でも、すべて子供  
たちに無償で一定水準の良質な教育機会が保障さ  
れていなければならないものと考えております。

このため、全国のどの地域の学校にもすぐれた  
先生が必要数確保され、子供たちによりしっかりと向  
き合つてきめ細かい指導が行われるように、国が  
教職員給与費の二分の一を負担する義務教育費国  
庫負担制度が設けられているものと考えておりま  
す。

しかしながら、残念なことに、現在、この義務  
教育費国庫負担制度が危機にさらされておりま  
す。この制度は、義務教育の実施主体である地方  
を国が支える制度であつて、決して国が地方を縛  
る制度ではなく、実際にどのような先生を何人採  
用し、各学校に何人の先生を配置するかはすべて  
地方の判断にゆだねられていると聞いておりま  
す。なぜか地方を縛るむだなひもつき補助金とし  
て一くりにされ、さらにその金額が最も大きい  
ことなどから、補助金廃止の議論の焦点になつて  
おります。

この制度が廃止されれば、地方財政における義  
務教育費の確保が困難になり、教員数の削減によ  
る教育水準の低下や地域間格差の拡大のおそれが  
あり、特に財政基盤の弱い地方にしわ寄せが行く  
ことは必至です。改革は大切であります。初め  
に廃止、削減ありきではなく、日本の子供たちの  
未来にとつて何が大切であるかを大人の責任とし  
てきちんと議論しなければならぬと考えており  
ます。

私たち日本P.T.A.全国協議会といたしまして  
は、義務教育費国庫負担制度をぜひとも堅持して  
いたきたいと考へ、昨年六月には、内閣総理大  
臣を初めとする関係者に対し、この制度の堅持を  
求める要望を行うとともに、十二月には、他の教  
育関係団体とともに緊急要請を行つております。

義務教育費国庫負担制度に係る今回の見直しに  
つきましては、昨年六月に政府が取りまとめた経  
済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三  
を踏まえたものであり、政府全体として、国庫補  
助負担金について国として真に負担すべきものに  
限定していくという方針により、国庫負担の対象  
経費から退職手当と児童手当を除こうとするもの  
と承知いたしております。

この退職手当と児童手当につきましては、その  
性格において他の給与と異なるものであり、これ  
を国庫負担の対象外としてもすぐれた教職員を必  
要数確保できるという判断をされたと聞いており  
ますが、一丁だけ懸念されたことは、退職手当等  
に見合う分につきましてきちんと財源措置がなさ  
れるかということでございます。

しかしながら、退職手当や児童手当に要する経  
費については、総務省が創設する税源移譲予定特  
例交付金によつて、都道府県が支給するために必  
要な額の金額が措置されるということでありま  
すので、その適切な運用を信じ、今回の法案につ  
きましては、政府全体の方針に沿つた措置として容  
認できるものと考えています。

また、義務教育費国庫負担制度の改革として、  
平成十六年度から総額裁量制という制度が導入さ  
れると聞いております。説明を伺う限り、教職員  
給与費の二分の一を国が負担するという制度の大  
枠はあくまで維持した上で、負担金総額の範囲内  
でその使い道を都道府県にゆだねるものでありま  
す。これにより、教職員の給与や配置についての  
自由度が高まることとあり、私たちも、地方  
の実情に合わせたきめ細かな教育ができるという  
ことについて大きな期待を寄せております。

鳥取県の片山知事が、これまで地方の自主性を  
阻害するとして批判してきた義務教育費国庫負担  
制度が総額裁量制により非常によいものになつ  
た、廃止にならないから改革が進んでいないとい  
うのではなく、本当に地方の自主性を増すような  
改革であればそれを評価して受け入れたらいいと  
いう旨の発言をなさつてお聞きしました。まさ  
にそのとおりだと思ひます。

昨年十一月に、全国知事会として、この義務教  
育費国庫負担金の廃止を含む提言を取りまとめら  
れました。私たちは、そのことに対し、強い危惧  
の念を持ったところでありましたが、その後、総額  
裁量制の導入が明らかにされ、各都道府県知事  
のお考えも昨年とは大分変化してきたのではない  
か、片山知事の発言はその一つのあらわれではな  
いかと少し安心しております。

もともと三位一体の改革は、地方がみずからの  
創意工夫と責任で政策を決め、自由に使える財源  
をふやし、自立することができるようになること  
にその目的があります。その意味においては、総  
額裁量制はまさに三位一体の改革の目的に沿つた  
ものと言え、改革の名に十分値するものと考えら  
れます。

ぜひ、義務教育の水準に必要な教職員給与費の  
総額を確保しつつ、使い道を地方にゆだねるとい  
う総額裁量制を実現し、制度の充実を図つていた  
だきたい。そうすることによって、義務教育費国  
庫負担制度の必要性について、都道府県知事、市  
町村長の理解が得られるものというふうにご考へ  
ております。

最後になりますが、現在、義務教育費に係る経  
費負担のあり方については、中央教育審議会にお  
いて義務教育制度のあり方の一環として検討が行

われているとのことですが、私たちが望むことは、中央からの高みに立つた視点、統計上の数字だけではなく、離島や僻地の学校で学んでいる子供たち一人一人のことも忘れずに、慎重に検討を行っていただきたいということです。

もとより、全国組織であります日本PTA全国協議会の立場からも、現行の仕組みを完全と言うつもりはなく、地域や学校の創意工夫を生かした教育をより一層可能にする柔軟な負担金制度に改革していくこと、そして教員の資質を一層向上させることは必要と考えますが、義務教育費を確保するという国の責任を放棄し、すべてを地方の責任に押しつけてよいというのは大きな問題ではないでしょうか。

子供たちは、育ち学ぶ場所をみずから選ぶことはできません。教育政策を選択することもできません。夢ある子供たちの未来へ責任を持つことは、私たち大人の義務です。我々日本PTA全国協議会としては、義務教育費国庫負担制度をぜひとも堅持していただきたいと考えております。

昨年十一月、全国知事会が三位一体の改革に関する提言を取りまとめるに当たって、梶原会長から、拙速でまとめなければならぬ旨の発言があったと聞いておりますけれども、国においては、決してそのようなことがないように、慎重に慎重を重ねて十分に議論をしていただいた上で結論を出していただくことを切に要望申し上げます。私の意見を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)  
○池坊委員長 小野田参考人、ありがとうございます。

次、市川参考人をお願いいたします。  
○市川参考人 たいま御紹介いただきました市川でございます。

本日は、義務教育費国庫負担法及び公立義務学校整備特別措置法の一部を改正する法律案につきまして意見を述べられる機会を与えられましたことを大変光栄に存しております。

早速でございますが、最初にまず義務教育費国庫負担制度について私の基本的な考え方を申し上げます。次に法改正の目的であります国庫負担対象経費の見直しについて私見を述べさせていただきます。

まず、義務教育費国庫負担制度でございますが、近年、この制度に関して各方面からさまざまな見直しの意見が出されていることは承知しております。私も私なりにいろいろ思案をめぐらしてきたわけですが、結局のところ、この制度は維持するべきであるという結論に達しました。

その理由は、改めて申し上げるまでもなく、憲法に規定されております義務教育を遺漏なく実施するためには、この制度が不可欠だと考えるからであります。それだけではなく、地方自治や思想、信条の自由などをあわせ考えますとき、この制度が適切と判断されるからであります。

御案内のように、近代国民国家が円滑に機能しますためには、すべての国民が一定水準の教養を身につけることが必要であります。特に、自由主義的、民主主義的な国家であります場合には、このことが絶対必要条件となります。そうした国民的一定水準の教養を形成するためには、すべての国民に一定水準の教育を提供することが前提となります。

全国どこでも、すべての国民に無償で一定水準の教育を提供するためには、国が義務教育のすべてを直接提供することが最も手取り早い方法であります。

しかし、現在の制度は、教育の本質と地方自治の本旨を尊重して、国民の生活に最も身近な市町村が提供することを原則としております。また、思想、信条の自由を配慮して、私立学校による提供も認めております。すべて人間がつくった制度に完璧を期することはできませんから、義務教育費国庫負担制度に対してもいろいろ注文はありま

しょうが、一方で義務教育の水準維持と機会均等を確保すると同時に、他方におきまして地方自治や思想、信条の自由をも尊重する仕組みになっ

ている点で、現在の制度はなかなかよくできており、これまで半世紀にわたって続いてきた、昭和十五年のいわゆる旧法から計算しますと六十年以上続いてきたわけでございます。そういった永続性もこの制度がそれなりに安定性を持っているという証拠ではないか、こう思うわけでございます。

次に、今回の義務教育費国庫負担金の負担対象の見直しについて意見を述べさせていただきます。

今回の法改正では、国庫負担金の対象経費のうち、退職手当及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象から外すこととしております。私は、今回の改正が苦渋の選択であるということはお察しするわけでございますが、率直に申し上げて、賛成はできません。

その理由は、義務教育費国庫負担法は学校教職員給与と国庫負担法ではないということであり、そもそも義務教育費国庫負担制度は、本来義務教育に要する経費全体を対象とすべきものであり、教職員の給与だけを対象とするものではありません。教職員の給与は、金銭的にも義務教育費の大部分を占めておりますし、教育は人なりという見地からいって最も重要な経費であることは確かです。しかし、現在の学校教育は教員だけで成り立っているものではありません。さまざまな職種の職員が必要とされております。また、施設設備や教材なども欠くことができません。

義務教育費国庫負担制度は、これを鉛筆に例えますと、教員給与はしんの部分であり、その他の経費はしんを包んでいる木部の部分であります。しんさえあれば鉛筆でもボールペンでも書くことができます。しかし、使いにくく、簡単に折れてしまします。義務教育費もまた同じでございます。教員給与さえ確保できれば授業はできるかもしれませんが、決して満足のいくような学校教育はできません。これは、教室もなく教科書もなかった戦後のいわゆる青空教室のことを思い出していただけならば明らかであります。

義務教育費国庫負担については、諸般の事情から、枝葉の部分を取り落とすことはやむを得ない、根幹部分だけを死守すればよいという見解もありません。しかし、問題なのは、何が枝葉であり、何が根幹であるかということが明確でないこととあります。現に、教材費や旅費などは枝葉であり、教職員給与が根幹だという説もありました。しかし、私は、義務教育費国庫負担制度本来の趣旨からいって、根幹と枝葉を分ける考え方には反対であります。

八〇年代からこれまで、四半世紀にわたって続いてきましたこの制度の見直しの本筋の論点は、制度そのものを廃止するか否かであり、制度を廃止しようとする側からすれば、教職員給与半額国庫負担の廃止こそが目的であり、その他の経費の削減はそのための手段にすぎません。それらは、いわば本丸の周辺に配置された出城であり、本丸が裸同然になつていくわけであり、本丸を守り通すために出城は必要であり、出城を捨てて本丸を死守すればよいという考え方は誤りであると言わざるを得ません。

以上で私の意見を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)  
○池坊委員長 市川参考人、ありがとうございます。

以上でお二人の意見の開陳は終わりました。

○池坊委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。遠藤利明君。

○遠藤(利)委員 自民党の遠藤利明です。三年四月月、浪人をしておりまして。そこで、ここ四月月間、教育のいろいろな話を聞かせていただいて、大変変わったなと思っております。それは、教育国民会議、あるいは財政諮問会議、規制緩和と、多くの流れが平成十二年以降ぐらいにスタートして、それをもとにいろいろな改革がな

される。それは時代の要請でもありませんし、また、どうしても東京ですべて物事を決めるということに対する地方の反乱といえますか、地方からの要請を受けての大きな流れではないかと思っております。ある意味では、文部省の行政が余りにもがんじがらめになってきた、そういうことに對する批判も多分あったろう、また、我々国会議員含めて、そうしたことに對する、夢を教育の中に持たせることができなかつたということの反省でも多分あるんだらうと思っております。

今、小野田参考人あるいは市川参考人からお話を伺わせていただきました。十五分しかありませんので、早速質問に入らせていただきます。

まず小野田参考人にお伺いしますが、公教育、いわゆる義務教育は、国の役割として、あるいは責任として、何をどこまでなすべきか、簡単に伺いをしたいと思います。

○小野田参考人 先ほども申し上げましたように、義務教育というのは、国として国民に義務を課しているものと認識しております。そのために必要な環境整備は国として責任を持たなければいけない分野であるというふうな認識をいたしております。教育に関して言えば、教育を受ける権利、教育の機会均等、それから義務教育無償につきましても憲法に定められておりますので、このことを実質的に保障する制度を整備することはまさに国の責任だというふうに考えております。

具体的には、国は、教育制度の大きな枠組みの設定や学習指導要領などの教育内容の基準づくりを行うなどとともに、教育の水準維持のため、あるいは教育の機会均等についても財政的に担保をする責任を負っており、そういう制度を整備することが必要ではないかというふうに認識しております。

以上でございます。

○遠藤(利)委員 不易流行という言葉がありますが、正すものはそれは変えなきやなりません、しかし根幹といえますか、国として、あるいは人間として必要なものについてはむしろしっかりと

支えていく。その意味で、明治十九年に小学校令ができて、それから延々と義務教育を日本という国は続けてきて、戦前戦後、世界の中における日本という役割を担ってきた。そういう意味で、私は、この学校教育制度というのは、あるいは義務教育制度というのは、大変世界の中でも評価されるべきものだらうなと思っております。

ただ、先ほど言いました、いろいろな怠慢があった、時代の流れに乗れなかつた、そういうふうな中で、今いろいろな改革を進めようとしております。

改めて小野田参考人にお伺いしたいんですが、最近、チャータースクールあるいはコミュニティスクール、運営協議会という形で、これからこの委員会あるいは国会の中でも議論をして、場合によっては制度を導入しようというふうな話をしておりますが、実は我々は、PTAもそういう活動をされてきたんだらうなと思っておりますし、思っております。私立学校なんかですと、PTAというよりは、どちらかというと保護者会とか父兄会とか、いわゆるPの部分だけでやってきた。しかし、大半の公立学校は、PとTが一体となつて学校を運営しましょう、そんな活動をされてきたんだらうと思っております。

そういうふうな中で、今回、チャータースクールあるいはコミュニティスクール、いろいろな議論をされておりますが、地域と学校、開かれた学校をつくらうという形の中で今いろいろな議論をされておりますが、この地域と学校の教育のあり方、それについてPTAがどういう役割を担うのか、あるいは新しい仕組みについてのよう考えていらつしやるのか、お伺いしたいと思います。

○小野田参考人 もちろんPTAというのは、家庭と学校と地域の連携のもとに活動しているわけでございます、まさに昨今いろいろな子供たちをめぐる事件、事故が非常にたくさん起きておる。そういう部分でも、特にやはりこれからのキーワードとして連携するということの必要性

を、私もPTAとしても非常に痛感しているところでございます。

もちろん、家庭の教育力、地域の教育力とありますけれども、まさにこれからは、学校を中心として、それこそ三位一体ではございませぬけれども、家庭と地域が一体になっていかなければいけない。そのためには、例えば、今制度としては学校評議員の制度ができております。これは御承知かと思ひますけれども、開かれた学校づくりを推進していくための制度でございまして、保護者ですとか地域住民の意向を学校の運営に反映していく、校長先生が推進していくという、その意見を聞くための組織、機構というふう聞いております。

そんな中にもPTA、特に保護者として積極的に行う、今まではどちらかというと子供が学校へ行っているうちは学校の言うことだけ、学校の方針に従わざるを得ないということだと思ひますけれども、今後は保護者としてあるいは地域住民として、やはり学校はこうあるべきだとか先生はこうあるべきだとか、そういった議論を進めていくような必要性は私も痛感しております。

そういう意味で、今の学校評議員ですとか、先生おつしやられたコミュニティスクール等々へ、コミュニティスクールにつきましては、まだ制度が完全なものではございませんので、どうなるかわかりませぬけれども、新しい形の学校という面では、我々保護者も学校の先生も地域の方もやはり一体となつて子供を育てていく。子供を健全に育てるといふのは皆さんの共通の願ひであり、目標、目的であると思ひます。そういう共通理解のもとで子供たちを育てていきたいというふうには考えておられます、積極的にそういう部分にはPTAとしても保護者としても参画していきたいというふうに考えておるところでございます。

○遠藤(利)委員 市川参考人にお伺いしたいんですが、今、教育は人なりと言ひながらも、鉛筆のようなもので、しんと包んでおるものは変えられない、

ない、枝葉と根幹については、これは一体となつてこなしなやならない、そういうふうなお話でございます。国庫負担、この制度は維持すべきだし、今回の法案は反対だとおつしやられました、総額裁量制についてどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○市川参考人 総額裁量制につきましては、正直申し上げて、よくわからないのでございます。

一方では、要するに、面積だけを国が決めて縦横という長さにするかは地方に任せ、そうすると、地方の自主性が大幅に高まるということになります。しかし、それではどういふことが予想されるか、そう考えますと、私が地方の理事者であつたならば、大体やりますことは、教職員の給与単価を引き下げて人数を増やす。それで、学級規模を小さくすると、一学級複数担任制とかすれば、選挙民の御好評をいただくということが期待できるのではないかと、こんなふうな思ひでございます。しかし、そうなりますと、短期的にはいいでしょうけれども、長い目で見ますと、そういう給与単価の低い教職に有為の人材が入ってくるか。そうすると、だんだん入つてこなくなるわけです。今でも入つてこなくなつておりますけれども、これからますます入つてこなくなる心配もございまして、そういう点で、いろいろ考え方もあり、議論もあり得るわけでございます。

そういうことを申し上げますと、いや、縦横自由とはいふけれども、そこにはおのずから一定の基準があつて、歯どめがついておるんだという御説明もあるわけでございます。それで果たしてどの程度地方の自由になるのか。地方の自由になるということは、国の基準がそれだけ緩むわけでございますが、他方では、いや、やはり基準はあるんだ、残るんだというお話もございまして、実際問題としてどうなるかというのはいや、やってみなきゃわからない。

ですから、私の判断も、その結果を見ないと、どのように判断していいか、正直言つてわからないところでございます。

○遠藤(利)委員 私の地元山形県では、「さんざん」プランという、三十三人の小規模学級といいますが、こういう制度をつくって、それが今回の国のいろいろな制度のある部分の参考になったというふうなことも承っておりますし、また、地元の山形大学の教育学部の存続問題の議論の中で、教員の資質向上、それには四年制の教員でいいんだらうかと。薬剤師も、あるいはいろいろな師という方は皆さん方、今回の法案の中で六年制にしましょう、そんな議論をしている中で、学校の先生がこれだけ専門性を問われ、そしてこれだけ社会の中で必要とされている学校の先生を、果たして四年制でいいんだらうか。実習をしつかり踏まえた六年制の教員、私は、いわゆる教職大学院をつくるべきだというのが持論であります、そういうふうな形を、県の教育学部の議論の中でいたしました。

そこで、これから日本の教育を考えていくときに、いろいろな人が必要だ、あるいは制度が必要だ、施設が必要だということになると思っております、市川参考人に、義務教育の条件整備として、今後どのようなものが必要なのか、どのような取り決め方をすべきなのかについてお伺いをしたいと思います。

○市川参考人 義務教育の条件整備については、教職員の資質向上から始まりまして、施設の整備あるいは教材、補助教材等の開発など、さまざまな分野について必要性があるかと思っております。ただいまお話ししたの養成年限の延長問題でございますが、今日、御案内のように少子化ということがございまして、少子化が進めばどうなるか。これは当然学生が減る。学生が減れば教職員も減る。そうすると、当然、教職員のリストラが行われるわけでございますけれども、これを防ぐにはどうしたらいいか。

要するに、学校の在学年限を延ばせばいいわけでございます、そこで御案内のように、幼稚園の就学の年齢は、今まで四歳児、五歳児だったのが三歳児に延びる。それから短大は四年制にな

る、四年制大学は大学院をつくる。それで、最近の大学の先生の肩書を見ますと、みんな何々大学何々学部教授じゃなくて、何々大学の何々研究科教授というふうになっているわけでございます。この全部とは言いませんけれども、少なくとも一部の理由は少子化にあるんだらうと思うわけでございます。

もう一つの理由は、ゆとり教育で学力水準が低下してきたということもあろうかと思っております。大学の先生にお伺いしますと、最近の大学院学生は以前の学部の学生よりもレベルが低いというようなお話も聞くわけでございますが、そういったことなどいろいろございまして、修学年限がどんどん延長されていきます。それで、これは高学歴化ではなくて長学歴化、学歴が長くなる。高くなるんじゃないんです。長学歴化と言われております。こういった傾向は好ましくはないわけでございます。私は、修学期間をそんなに延長せずに、自身をもっとさちつとやるのが本人のためでございます。日本経済のためでもあると思っております。

しかし、長学歴化がどんどん進んでまいりまして、昔は医学部だけだったのが、その後、獣医学部、最近では薬学部というようなのがみんな六年制になってきておりました。理学部、工学部も実質的に六年制になってきておりました。

そういうことがございまして、これはバランスの問題でございまして、教員の基礎資格が大学卒、学部、学士課程卒ということでありまして、やはり社会的評価が問題になるわけでございます。そういうことを考えますと、全体的に考えて、決して好ましいことではないと思っておりますけれども、教員の修学年数を、教員養成学部の修学年数を延長するということは、これは避けがたい方向じゃないかと思うわけでございます。

準も高くしなければならなくなるわけでございます。まして、中身が伴わなければこれは全くの時間的なむだ、金銭的なむだになるわけでございます。で、ぜひ、教員養成課程の内容の改善と、そこで教える先生、先生を教える先生をどうするかというのは非常に重要なことでありまして、これが伴いませんとむだになるんじゃないか、こんなふうにご考えております。

○遠藤(利)委員 ありがとうございます。時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○池坊委員長 高井美穂君。

○高井委員 民主党の高井美穂です。本日は、小野田参考人、市川参考人、本当にお忙しい中ありがとうございます。先ほどお二人の御意見を聞きまして、私自身も、特に市川参考人の御意見に対しては大変共感を覚え、共鳴するところでありました。

私が義務教育を受けたのは、ちょうど一九七〇年から一九八〇年代で、今で言われるところのいろいろな教育上の問題が一番噴出してきたころであります。ただ、私は徳島県の三好郡の三野町という小さい五人足らずの町に生まれましたけれども、そこでもきちんとした義務教育を受けられたおかげで、大変私は今の国庫負担システムというのに対して感謝という気持ちがたく思っているところでもあります。

そういう中で、今お二人の参考意見の御意見がございましてけれども、私は、今行われている議論がどうしても、地方分権、教育の分権と義務教育の充実というのが本当ならば対立するものではなくて、分権を進めることによって教育の改革と充実につながると思うのです。

今の三位一体改革の議論の中では、義務教育に於いて国庫負担が一般財源化ということだけが論点になって、ある意味で文科省対総務省という省庁間の対立、駆け引きのような、お金をめぐる争いに近いものが繰り返されているのではないかと、この議論が

一体、国民の皆様、つまり国会の外におられる方々から見てどのように映っているのか、参考人お二人からの御意見をお伺いしたいと思います。

○小野田参考人 おっしゃる意味は非常によくわかりまして、いずれにしても、我々PTAの立場から言うわけではなくて、すべての人間として、大人として、親として思うのは、まず初めに財政論ありきではないということを強く訴えたいわけでございます。

やはり、私たちの愛してやまない子供たち、愛すべき日本を将来背負ってくれるのは、本当に私たちの子供が二十一世紀を担うわけでございますので、その彼らに対して何をすべきかということがまず最前提であって、そこで国がどうだ、地方がどうだという議論は、その次に出てくる議論じゃないかなというふうな思っております。

または、そうはいっても、国と地方それぞれ組織、役割がございまして、その中で、じゃ、国は何をやるべきか、地方は何をやるべきかというところをしっかりとこれから議論していく必要があるというふうな形でございます。

そのためには、先ほど来申しますように、国の責任という形では、私も受けてきた義務教育、これは世界に誇る制度だと思っておりますので、この制度は堅持していただきたいし、そういう面では、例えば先生の質も、もっともっといい先生に子供たちを教えてほしいし、そういったことで、とにかく初めに金銭部分を抜きで本来の国家百年の計である教育論を語っていくことが一番大事じゃないかなというふうにも強く感じるところでございます。

○市川参考人 この問題が財政論だけでいいのか、分権論だけでいいのか、もっと教育の本質論にのっとって議論されるべきじゃないかということはおっしゃるとおりでございます。しかし、ただいま既にPTAを代表してお話ございましたので、私はそれと重複しないように、財政論としても教育にお金をかけるのが一番いいんじゃないかということをお話し上げたいと思っております。

九〇年代以来、長期の経済不況でございまして、どこの企業もそれほど大きな利益は期待できない。したがって、我々が銀行に金を預けましても、利子がついたんだかつかないんだかわからないようなものである。つまり、いろいろな物づくり、サービスの提供にお金を投じましても、収益率は極めて低いわけでございまして。

ところが、教育はどうか。教育の収益率の計算というものは、これは義務教育はもちろん、今日九七%の進学率でありまして高校についても計算が困難となつてきているわけでございまして、大学や短大について見ますと、つまりこの収益率というものは、高卒との比較でございまして、一時期より下がってきたとは言われておりますけれども、それでも六%とかそのぐらいの高さでございまして。

今日、六%の収益率があるなんというのは、これは民間の企業であれば大体インチャキ商法でありまして、そういうところに投資すると大変ひどい目に遭うわけでございまして、教育の場合にはその程度の高い収益率があるのでございまして。

したがって、国民経済という点から見ましても、収益率が高いということは生涯所得が大きいということとございまして。生涯所得が大きいということは納税額が大きくなるということとございまして、ですから、教育にお金を投じるといことは、将来の我が国の経済生産性を高めるだけじゃなくて、国及び地方の税収入をふやすことにもなる。

そういう点で、最も効率的な投資は教育であり、したがって、財政論からいいたしても、教育にお金をかけることは賢明な策である、こう申し上げたいのであります。

○高井委員 ありがとうございます。全く賛同するところであります。

私は、昔はよかったですというふうな、川で遊んだり山で遊んだりした経験があるんですけども、昔がよかったですと言いたいのではないです、今の若い人たちが決したためになつてい

とは私は思っておりませんで、何というか、むしろ教育政策というものをきちんと研究して、それに時間をかけて研究して、観念論、情緒論から脱して、目標を決めて研究して実施して検証するというようなことを、やっぱり国として、時間をかけて、お金をかけてやらなければいけないというふうにも思っております。やはり時代に合わせたシステムを取り入れていく努力というのは、私たちが政治家がしていかなければならないのではないかと、そういうふうな考えでおります。

そういう中で、大変これは難しい質問になるかもしれないけれども、教育政策の目的というものを一体どこに定めていくのか。要するに、だれに、どこに実地させるのか。こういう問題、本当であれば、時間があればもっとゆっくりにお聞きしたいんですけれども、もし御意見があれば、市川参考人、お願いいたします。

○市川参考人 教育政策の目的をどこでだれが定めるかということ、教育政策をどんなように定義するかによつて違つてまいります。よく私のポリシーとかいいます。あるいは、ある企業のポリシーという言い方をします。ですから、政策というものは、政府関係だけじゃなくて、民間企業や個人についてもあり得る、そういう使い方もございまして。

お尋ねの意味は、恐らく狭い公共政策の意味だと思つていますが、これも国の教育政策、それから都道府県の教育政策、市区町村の教育政策、いろいろあるかと思つております。

それぞれ、国の場合であれば、内閣の総合的な指導のもとに文部科学省がおつくりになるんでしようし、それから都道府県でありまして、公共部門につきましても主に教育委員会が、それから民間部門、つまり私立学校及び公立の大学、短大、高等専門学校につきましてもは知事が責任を持っておつくりになるんだらうと思つて、それから市町村の場合には、市町村の教育委員会が主たる責任者となつておつくりになるんだらうと思つております。

ただ、実際には、これにさまざまな影響を与える団体、例えばここにいらつしやる日本PTA協議会のようなものを初めいろいろな教育関係の諸団体というのがございまして、そういうものが大きな影響を与えましようし、それから日本経済団体連合会を初め、経済界の影響というものも極めて強力でございます。これは結局、学校教育を終えた人の行き先というものは、ほとんどが雇用労働者でございますので、そういった企業経営者の意向を無視できないということもございまして、それから人権問題などですと、日本弁護士連合会初めいろいろな団体がある。

ですから、政策決定過程というものは、ある日文部大臣が一人でございまして、文部科学省でいろいろ折衝を要するに、文部科学省内ではいろいろ政策が積み上げられていくんでございまして、その過程で与党の先生方との折衝もございまして、それから文部科学省以外の総務省とか財務省とか内閣府とか、あるいは法制局とかいいたつたようないろいろなところとの折衝もございまして、そういう積み上げでございまして。

それで、その過程、法案をつくるような場合には、中央教育審議会を開きまして、委員の意見を聞くと同時に、関係団体の方をお招きして、関係団体の御意向を伺うというふうなことでございまして、極めて多様な意見を反映し、また、幾つかのステップを踏んで政策形成がされますので、形式的には、文部大臣なり都道府県知事なり市町村長なり、あるいは地方の教育委員会が決定することになつておられますけれども、実際には、非常に多くの関係者がこれに影響を与えている、そういういろいろな結果を踏まえて政策というものは形成されていくのではないかと、こう考えております。

○高井委員 ありがとうございます。最後にもう一つだけお聞きしたいんですけども、義務教育を一般財源化した場合の問題点として、先ほど市川参考人も、教員の単価を切り下げた可能性があるのではないかと、このことをお

しいました。今の法律では、義務教育標準法、人材確保法という縛りがございましてけれども、そういう縛りがあつたとしてもそういう問題は出てくるとお考えになられておりますでしょうか。また、教育のナショナルミニマム、何をすれば、どういう基準があつたり法令があつたりすればナショナルミニマムが確保されるかということ、簡単に答えをお聞かせしたいと思います。

○池坊委員長 質疑時間が過ぎましたので、参考人の方、申しわけございません、簡潔にお述べいただけたらと思つております。

市川参考人。どのようになるかということ、今の、おつしやいましたような人確法あるいは給特法が続くかどうかという問題もございまして、それから、義務教育の標準法というものがございまして、こういったものが維持されるかどうかといったことによつても違つてくるだろうと思つてございまして。ですから、これは不確定な要因が多くて、これからのそういったものがどうなるかということによつて決まってくるんじゃないかと思つております。

○高井委員 ありがとうございます。

○池坊委員長 斉藤鉄夫君。

○斉藤(鉄)委員 公明党の斉藤鉄夫でございます。きょうは、お二人の参考人、本当にありがとうございます。

まず最初に、小野田参考人にお伺いさせていただきます。多くの方と教育についてお話をしましての私の一つの結論は、教師こそ教育環境という言葉になろうかと思つて、教育、学校に対しての感謝の念も、最終的には先生への感謝の念、尊敬の念、また、自分の人生の恨みや教育に対しての恨みも、突き詰めていくと、先生に対しての恨みというところ、本当の教育の機会均等を言うのであれば、先生の、担任の当たり外れということもなくてほしいという率直な皆さんの声を聞く

ところでございますけれども、この国庫負担制度と直接関係ないかもしれませんが、本当に頑張ってきた先生、みんなが感謝するような先生と、そうではない先生も現実にはいらっしゃる。そういう先生が、根底にはこの国庫負担制度があるのかもしれない、何ら評価がされないという今の教育制度の根底に、一つの大きな問題があるのではないかと声を聞きます。

この声に対して、この声に対してといましょるか、PTA協議会として、小野田さんとしてどのようにお考えになっているか、お伺いできればと思います。

○小野田参考人 まさにそのとおりで、もう本当に共感の至りでございます。

確かに、義務教育の成否というのは、直接の指導者であるところの先生、教師のそういったところが非常に大きいものですから、最低限、やはり義務教育の水準を維持するためには、先生の資質を確保すること、これに尽きるということかと思えます。

ただ、現在、実は私もPTAはボランティアという形で、公認会計士というのが職業でございまして、確定申告が忙しいのでちょっと大変なんですけれども、それはおいておいて、我々専門家という立場では、例えば何か不祥事が一つ起きると、それを次に起こらないようにするためには、業界の中でいろいろ自浄的な作用が働いて、そういう努力をしております。それは私どもだけではないで、弁護士さんでも医者の世界でも同じような形でそういう努力、いわゆる職業倫理的なものもきちんと考えながら、ステップアップさせながら、職業としての、社会に認知される職業として、やはり皆さんが頑張っているというところかと思えます。

そういう面につきまして、先生においても、これは私も希望という形の発言になってしまいかもしれませんが、採用されるとき、それからその後、採用されたから現場でのいろいろな研修ですとか、例えばほかと、民間との交流にしても

そうですね、最終的に教師というのは子供に信頼され、親に信頼されて初めて教師だということに、ちょっと偉そうなことかもしれませんが、そういうふうな認識でおります。

したがって、やはり先生もプロとしての、教師、教えるプロとしてのプライドをもっともって持つて、言うことをしっかりと、議論すべき人としてしっかりと議論をした上で、自信を持って教師ですというふうな言ってほしいと思っております。

そういう面でも先生を応援したいことは事実でございますけれども、おっしゃるようないろいろな先生がいらっしゃるものから、どうしてもそちらの方ばかりに光が当たってしまうものから、ほかの一生懸命やっている先生には非常につらい思いをさせているのかなというのがあります。ただ、それもやはり先生の集団としてやっていかなければいけない使命かと思っております。その辺もしっかりとPTAとしてサポートできることはサポートして、やはり言わなければいけないことはどんどん言って、そういういい関係を、議論できる関係をつくっていききたいというふうな考えております。

○斉藤鉄委員 もう一問、小野田参考人に、その件に関して、評価する制度をつくって待遇に差をつけるというふうな考え方もあるんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○小野田参考人 あくまで私見という形でお答えさせていただきます。

私は、やはり最終的にはそういうことは必要だといふふうな考えております。では、それをいかに、どの物差しがいいかというの、なかなか一概に、教育というものは形として目に見えないものが成果でございまして、これができたから、これは幾らで売ろうとかそういうことではないと思っております。では、この先生は幾らの価値があるというところは一概に言えるものでもない、やはりもっともっと上を目指していこう、そういう気持ちを持っていただくのは大事かと思えます。

やはり何らかの形で自己研さんを積んでいたきたい、それが評価なのかどうかわかりませんが、けれども、評価されてもいいような、職業として、教師としての立場を貫いてほしい、そういう気持ちでおります。

○斉藤鉄委員 ありがとうございます。

次に、市川参考人にお伺いします。市川先生は、まさにこの分野の日本の碩学でございますが、この義務教育費国庫負担制度をいわゆる法的な側面から見た場合、つまり憲法があり、教育基本法があり、そしてこの義務教育費国庫負担制度がある、その法的な枠組みの中から見たときに、どのように解釈されるのかということをお聞かせいただけますか。

○市川参考人 御案内のように、日本国憲法では、教育の機会均等と義務教育の無償について規定されているわけでございますが、これを受けまして、教育基本法で、義務教育を九年にするということと、国公立の義務教育学校では授業料を徴収しないという規定をしているわけでござい

ます。ただ、義務教育費国庫負担法が大変重要だと思っております。地域による教育機会の不均等をなくすことを目的としている点でございます。教育の基本原則は教育基本法にうたわれているはずであります。教育の機会均等を定めております。第三条には、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によつて差別されてはならないと書いてありまして、不思議なことに、地域による教育機会の差別についての禁止規定が欠けているわけでございます。

それで、私は、中央教育審議会が教育基本法問題を審議したときに、この教育基本法ができるところには、確かに門地というものがありまして、今の若い人は、門地なんという言葉は全く知りません。ただ、この教育基本法が審議されたころは、国会ではありまして帝園議、帝園議会で、貴族院の議長は徳川公爵、当時の議員さんはみんな伯爵とか男爵とかいう肩書を持っておられ

たわけで、明らかに門地というものがあるとしてあつたわけでございますが、今日、門地なんというのはいりません。そういうものも、一番大きなのは、経済的な地位と並んで、地域的な、どこに住んでいるかということによって教育機会が大きく違うと思うのでございますが、なぜか、教育基本法にいろいろな差別禁止規定が並んでいるんですが、地域による差別だけがないんですね。

それですから、やはり地域による差別をなくすということが非常に大事でございまして、義務教育費国庫負担法によつてこれが相当程度実現しているわけでございますが、なお、都道府県間に、一学級当たりの支出額で一・五倍程度の差がござい

ます。地方交付税や義務教育費国庫負担法がございまして、地方交付税は、この格差がもっとひどく、例えば昭和三年度は、在籍小学校児童一人当たりの教育支出には、府県によつて四倍の差がありました。これは今日では一・五倍であります。四倍も差があつたということは、決して低い府県が努力しなかつたかということじゃないわけでございまして、主に府県間の富の格差に起因しているわけでござい

ます。当時、富の水準を示すために、これを児童一人当たりで見ると、府県間で実に四十七倍の差がございました。それで、当時は義務教育費は主に市町村が負担していたものですから、市町村の財政力の格差によつて財政負担に大きな不均衡があつたわけでござい

ん。四倍もの支出格差があれば、義務教育費の機会均等にとつても、名目だけになります。よく、衆議院、参議院の選挙区につきましても、二倍以上なら仕方ないけれども、四倍、五倍というのはおかしいという考え方がありますけれども、実に一人当たりの教育費が府県間で四倍の差、市町村で計算すればもっとこんなものじゃないわけでございますけれども、府県で計算しても四倍の差になるという。

こういったことが復活してまいりますと、教育機会の均等といつても、これは法律上の言葉だけのことになりまして、実質を伴わないことになるわけでございます。そういう意味からも、やはり義務教育費国庫負担制度の維持、さらには充実ということが大事じゃないかと思えます。

○斉藤鉄委員 市川参考人にもう一問。明治の初期は義務教育も有償だったということである意味では、無償の義務教育、そして、この義務教育費国庫負担制度というのは歴史的にかち取ってきたものではないかというふうに認識をしておりますが、歴史的に見てこの制度がどういうふうな位置づけられるのかということと、あと三分しかならないけれども、端的に教えていただければと思えます。

○市川参考人 義務教育費国庫負担の歴史というものは非常に長いわけでございます。この運動が始まったのは明治十年代のことでございます。それで、長い間、国立学校運動というのが教育界を中心に展開されました。その結果、明治二十九年になりまして、ようやく教職員に対する年功加俸、年功加俸というのは、長年勤めた場合に給料が上がるということになります。

当時は、比較的給料が固定されておりました。これは市町村によつて違いますけれども、経験を積んでもなかなか給料が上がらなかった、そういう時代でございます。この年功加俸の分を国庫が負担しようということから始まりました。国庫補助が次第に拡充されて、大正

七年に実質的な半額国庫負担というのが実現するわけでございます。

それで、御案内のように、昭和十五年に、現在と全く同じ名前の義務教育費国庫負担法が成立して、それが戦後の地方財政改革におきまして一たん廃止されて一般財源化されたわけでございますが、三年間の実施だけで、やはり地方自治体間の格差が大きくなったということで、再び二十七年に現在の法律ができて、二十八年度から実施されておるわけでございます。

この義務教育費を国庫で補助する、負担する制度というのは非常に有効に作用したわけでございます。その結果、明治から大正、昭和の初めにかけて、我が国の教育費というのは、国民所得水準に比べて極めて高いものがあつたわけでございます。国際的に公教育の支出水準と国民の所得水準とを相関させた研究などを見ますと、スウェーデンと日本だけが際立って所得水準の割合に教育支出が高いことが言われてきたわけでございます。

しかし、日本が教育に大変熱心なやつてきたのは戦後の一九五〇年代まででございます。六〇年代になりまして、ほかの先進諸国もみんな教育にお金をかけるようになりましたので、日本が特に傑出した存在でなくなり、七〇年代以降は、日本はむしろ下位グループに、例えばOECDの諸国と比べてみますと、日本は、国民所得水準は高い割合に余り政府が教育にお金をかけていない、そういう下位のグループになつてしまつたわけでございます。

ですから、戦前の日本というのは、非常に貧しかったわけでございますけれども、教育にはお金をかけている。それで、今日の日本は、豊かではありますけれども、教育にお金をかけない。私が子供のころには、我々の町で一番大きな建物というのは小学校でした。ところが、現在では、市役所や町役場、村役場というのは驚くほど立派な建物がそびえ立っておりまして、昔のよう小学校が一番大きな建物ではなくなりました。

それから、民間でも、駐車場つきのショッピングモールみたいなのがたくさんできておりますように、財政も、国民の生活も、戦前よりずっと豊かになってきたわけでございますが、遺憾ながら、豊かになった割合には教育にお金をかけなくなつた、つまり、よく言われます米百俵の精神が失われたわけでございます。

財政が苦しいということは一つの考慮すべき理由ではございますけれども、戦前の我が国はもつと財政が苦しかった、その中から、世界各国が驚くような割合で教育費にお金をかけてきたということを改めて我々は反省すべきじゃないか、こう思えます。

○斉藤鉄委員 ありがとうございます。終わります。

○池坊委員 石井郁子君。

○石井郁委員 日本共産党の石井郁子でございます。

参考人として貴重な御意見を述べいただきまして、本当にありがとうございます。

義務教育費国庫負担制度は、一九七二年には、給料・諸手当以外に、旅費、退職手当、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、児童手当も対象とされておりました。その後、臨調行革、そして今回の三位一体改革によつて、国庫負担の対象が給料・諸手当のみとなつておるわけでありま

す。両参考人にまず伺いたいと思えますけれども、三位一体改革は、ここにもメスを入れようということが今回提出の法案の中の附則に、教職員の給与等に要する経費の負担のあり方に関して平成十八年度末までの検討の状況並びに、必要があると認めるときには、所要の措置を講ずるといふふうにあるわけですが、事務職員、栄養職員あるいは教諭の給与本体にメスを入れる方向ということにあらせて、地方の自由度を高めるためにこれが行われるんだということもつけ加わつておるわけ

ですが、こういう議論について両参考人のまずお考えをお聞かせたいと思えます。

(委員長退席、渡海委員長代理着席)

○小野田参考人 今回の三位一体改革の理念というのは非常に十分理解できるわけでございますけれども、その中で、国庫負担制度の中で、負担金の中で、なぜ義務教育費が真っ先に議論の対象になつているのかということに関しては、ちょっと理解しがたい部分でございます。

というのは、例えば家庭に帰りますと、やはり子供の教育費は、こういったデフレ状況下でございます、非常に厳しい。ほかを切り詰めても、子供の教育費だけはやはり統計的には上がつておる。教育費を切り詰めることは決してないわけでございます。

そんな中で、そういう議論がある中で、全体から見て、国として、教育予算を削るということではないにしても負担を廃止するということに関して、なぜそういう議論が出てくるのかということに関して、ちょっと疑義を持つておるものでございまして、やはり先ほど申しましたように、財政論の方がどうも先行しているというふうに考えざるを得ません。

したがつて、もつともつと子供を視点にとつた議論をしていく必要があるのではないか。本当に将来を担う子供たちのための議論をこれから先生方も含め、我々も含め、国民全体で議論していく必要があるというふうに認識しております。

以上です。

○市川参考人 今回の法改正の一つの理由として、地方権限の拡大が挙げられております。しかし、退職手当及び児童手当を対象経費から外すことが直ちに地方分権の強化にそれほど役立つと思いません。

と申しますのも、児童手当の額は児童手当法第六条で決まっております。退職手当の額は各地方公共団体が条例で定めることができますけれども、地方の裁量の余地は限られております。であればこそ、総務省は、退職手当だけならば地方移

管は要らないとおっしゃっているゆえんだと思  
ます。

もう一つの改正の理由として、国及び地方  
を通じて財政負担の低減ということがうたわれ  
ておりますけれども、退職手当及び児童手当を対  
経費から外すことが直ちに財政逼迫の緩和に役立  
つとは思いません。

と申しますのも、先ほどお話をしましたよう  
に、退職手当及び児童手当を国庫負担の対象から  
外すことにより地方の財政運営に支障が生じな  
いように、特例交付金の中に税源移譲予定特例交  
付金を新設して、減額分を全額措置することに  
なっております。そうすると、国庫負担は実質的  
には減らないということになります。

それでは、このように地方の権限の強化にも  
国の財政の緩和にも直接役立たない法改正をなぜ行  
うのでしょうか。これを考えてみる必要があると思  
います。それは、義務教育費国庫負担制度の改  
正は今回で終わりというものでなくて、あくま  
でも一つのステップにすぎず、いずれは抜本的な  
改正が予定されているからだと思います。

法案の第二条に、義務教育費国庫負担のあり方  
に関しては、平成十八年度末までの検討の状況及  
び社会経済状況の変化を勘案し、必要があると認  
められるときは、所要の措置を講ずるものとする  
と書いておりますが、また、税源移譲予定特例交  
付金によって国庫負担の減額分を全額措置すると  
申ししても、これはあくまで当分の間の暫定的  
な措置でございます。いつまでも続くわけでは  
ございません。だからこそ、法案説明にもありま  
すように、「地方の権限と責任を大幅に拡大する  
とともに国及び地方を通じた行政の効率化を図  
ることになるわけでございます。

このように地方権限の拡大や国の財政緩和に役  
立つと思えない法改正をなされるゆえん、それを  
また総務省及び財務省が納得したゆえんというも  
のは、その辺にあるのではなからうか、このよう  
に推察するわけでございます。

〔渡海委員長代理退席、委員長着席〕

○石井(郁)委員 この義務教育費国庫負担制度と  
いうのが、教育水準の維持向上のためにそれは必  
要だということなわけですが、先ほどから  
議論のように、本当に日本の隅々までというか、  
地方でどういう教育の水準が維持されるかとい  
うことがやはり大変重大な問題だということふう  
に思っています。

既に今、自治体間で学級編制の基準がさまざま  
になってきている、これをどう評価するかという  
問題もありますけれども、また、非常勤の臨時教  
職員が、一方で大変ふえているところがあるとい  
ます。そういうさまざまな状況がある。既に、もう  
県ごとに教育水準がばらばらになってきつつある  
のではないかとこのふうに見られるわけですね。  
こういう状況が一層これからは拡大していくとい  
うことが予想されるわけですね、この点につい  
て、これは小野田参考人の御意見を伺いたいと思  
います。

○小野田参考人 そういったいわゆる特徴ある教  
育、特色ある教育というのは、やはりどんどん進  
めていっていただきたいというふうにご考えており  
ます。

ただ、その前提として、最低限必要な部分の教  
育、全国どこへ行っても、例えば東京からどこか  
地方へ転動したとしても、同質の教育が受けられ  
るような体制だけは国としてやはりとっていただ  
きたいということであって、それは、地方でそう  
いった特色ある、習熟度別であるとか少数人数と  
か、そういったものを私どもとしても否定してい  
るわけではございません。それはそれで地方で  
やっていただければいいということであって、少  
なくともそれ以前の最低限のレベルだけは、全国  
どこへでも、どこに住んでいても受けられるだけ  
の権利を維持させるような制度であってほしいと  
いうふうにご考えています。

○石井(郁)委員 市川参考人に伺います。  
中教審で教育基本法の見直しが行われて、答申  
も出されました。市川参考人もいろいろこれにか  
かわってこられたと思えますけれども、この中の

論点に、教育振興基本計画をつくるために基本法  
を変えなくてはいけないということが出されてい  
たわけでございます。そして、そこで出てきてい  
る答申の前身等々を見ますと、教育振興基本計画  
は、やはり政策目標として国が決める、その政策  
目標は評価もするというところになって、幾つか例  
示も出されているわけですね。

こうなりますと、国の財政的な負担というか財  
政規模とか、これはもう撤退する方向で今出さ  
れてきている。しかし一方で、国は政策目標を出  
し、評価もする、こういうことがあり得るのかと  
いうことなんです。

実際、こんな方向の中で、教育の振興基本計画  
を本当に必要なんだ、つくるんだというようなこ  
とが、どういふ議論の中でどのようにされたのか  
ということについて、もしお述べいただけたらと  
思いますが、いかがでしょうか。

○市川参考人 どういう必要から教育基本計画を  
つくるかという議論というのは、中央教育審議会  
ではほとんどなされなかつたと思います。  
これは、教育改革国民会議が、つくるべきだ、  
教育基本法の見直しをすると同時に教育基本計画  
を策定すべきだという報告を出したわけですね。  
それを受けまして文部科学大臣から中教審は諮問  
がなされたわけですから、もうそれは既定の事実で  
ございまして、なぜつくるかじゃなくて、どのよ  
うなものをつくるかということだけが審議の対象  
になつたと思えます。

○石井(郁)委員 どうもありがとうございます。  
私の考えをこの機会にちょっと申し上げます  
と、国は教育の機会均等や水準の維持ということ  
については本当にしっかりとした負担をするとい  
うことではなくて、そこはほとんど何か負担を  
外しながら、一方で政策的な計画、目標だけは定  
める。そのために基本法まで変えなければいけな  
いという議論というのは、どうも本当に何  
かつじつまも合わない。どうやってそういう政策  
の目標も、また評価もできるのか。本当に財政的

な基盤がなくて何ができるのかということがあり  
ますので、こういう議論、私は、教育基本法の見  
直し、教育振興基本計画などはこういう中でやる  
べきではないという考えを持っていてということ  
もこの機会に申し上げたいと思えます。  
もう大体時間が参りましたので、以上で終わり  
たいと思えます。どうもありがとうございます。

○池坊委員長 横光克彦君。  
○横光委員 社民党の横光克彦でございます。  
小野田、市川両参考人、きょうは本当に御苦労  
さまでございます。また、貴重な御意見、御提  
言、本当にありがとうございます。  
お二方の御意見を聞いておきますと、この義務  
教育費国庫負担制度、これは維持、堅持されるべ  
きである、そういう御意見でございました。そし  
てまた、その理由として、子供たちが平等に教育  
を受ける権利があるじゃないか、そういったもの  
が憲法に保障されているじゃないか、こういった  
理由でもございました。小野田参考人は、二十六  
条を引用されて御説明もございました。その子供  
たちが平等に教育を受ける権利が保障されてい  
る、いわゆる担保というべきものが、私はこの義  
務教育費国庫負担制度だと思っております。  
そこで、お二方に単刀直入にお尋ねいたしま  
す。もし仮に、この義務教育費国庫負担制度が廃  
止ということになれば、これは憲法違反に当たる  
というお考えでしょうか。

○小野田参考人 そういう解釈をしております。  
○市川参考人 それは、その代償としていかなる  
措置がとられるかということによって決まってい  
るのだらうと思えます。

ですから、現行法の廃止、存続ということと、  
それから、実質的に憲法及び教育基本法にうたわ  
れておりますような教育の機会均等が保障される  
かどうかということとは別の問題でございまして  
で、現行法が廃止されても、それにかわるよう  
な、あるいはそれを上回るような措置がなされる  
ならばこれは違反にならないし、そうでなければ

ば、ただ廃止し放しということであればこれは問題にならうかと思ひます。

○横光委員 どうもありがとうございます。

教育を取り巻く環境が大きく変化するに伴って、教育改革というのがさまざま今進められております。学校週五日制、あるいはきよまの議題となつておりますこの義務教育費国庫負担制度の見直し、さらには教育基本法の改正の動きも始まつております。

しかし、よく考えてみれば、これはよく考えてみなくてもそうなのですが、こういつたさまざまな改正の対象はだれであるか、その対象、主人公、中心は一体だれなのか、子供たちなんです。子供たちの教育環境がよかれと思つて、いろいろな改正や改革に取り組んでおる、そのことを私たちはもう決して忘れてはならない。しかも、子供たちは何らそのことに對して意見も言えない、選ぶこともできない。要するに、二つの法案があつたとき、大人が勝手にどちらかを決めるが、子供はその二つの法案に對してどっちがいいんだという意見さえも言えない状況にある中で我々は改革を進めている。

いかに大人の責任というものが重要なことであるかというところは、今さら申すまでもございませぬが、要するにPTAの皆様の立場からしても大変大きな責任の一端もあろうかと思つておるが、そのあたりどのようにお考えか、ちよつとお聞かせいただけますか。小野田参考人。

○小野田参考人 一連の教育改革に伴つて、私もPTAにとつても、以前のようなPTAの活動でいかどうかという議論はもちろんさせていたでいておられます。教育環境の変化に伴つてPTAも変わらなければいけない、変えなければいけないという意識を親は非常に強く持つておられます。

もう御承知のように、PTAというのは未端といひますか、単位PTA、各学校が一番底辺で基礎、基本であるわけでございますので、本當に子供と向き合つたときに親として何をやるべきか。もちろん、そこには先生の存在もあるわけ

でございますけれども、親としてどうあるべきかということやはり真剣に考えていかなければいけないし、週五日制とか制度が決まつたからということではなくて、そういう状態の中でいかに子供たちを育てていくか、そういう感覚で我々は考へていきたいし、その段階において試行錯誤は決して恐れてはいけないというふうにして思つております。

とにかく前向きに、いろいろな方と議論をする、いろいろな方と連携をする、情報交換をする、いろいろなステップをして、試行錯誤を重ねながら少しでも前に向いていければいいかなというふうな、そんなような感じで今進めております。

○横光委員 教育は、要するに中心は確かに学校でしよう。しかし、いわゆる地域あるいは家庭、こつて初めの子供たちの健全な育成、成長につながる、このように私は思つております。よく今三位一体改革と言つておられますが、私は学校、家庭、地域、これが三位一体となつて取り組むのが教育の大きな課題であらうと思つております。

そういう意味で、必要性をお二方訴へておられたんですが、この制度が徐々にいづれがは出てきております。

市川参考人のお話では、非常にわかりやすい、本丸と出城というお話もございました。要するに、二年連続で義務教育制度の矮小化がなされた、これは我が国の義務教育制度の根幹を揺るがす突破口、これになる危険性を感じざるを得ないわけですね。

仮に、この制度が全額住民税に移した場合は、この義務負担金に相当する額を確保されるのは、ある調査ではわずかに九都府県しかない。三十八道県はマイナスになる。地方分権どころか、マイナスになる。このしわ寄せというものはいろいろなところに出てくるでしょう。各自自治体が努力しております。少人数学級の取り組みを後退させかねない、あるいは悪影響、教材や教員費などの教育予

算全体の攪乱要因となり、私は保護者負担の増額にさえつながらんじやないかという気さへいたしてあります。

非常に今そういった動きが、これからこの制度での、出城が一つ一つ埋められていつていけるような状況であるんですが、このことに対して、危機感をお持ちだと思ひますが、どのようなお考えでしょうか。小野田参考人、お聞かせください。

○小野田参考人 根幹部分に関しては、義務教育費の国庫負担制度を維持してほしいということでございます。

冒頭の意見にも言わせていただきましたけれども、今回の法案の対象となつております退職手当と児童手当につきましても、その性格において他の部分、給与本体部分とは異なるということ、これを外したとしても、我々が一番求めていた優秀な教員を必要数確保していくということの直接的なマイナス要因にはならないんじゃないかという判断をさせていたところでございます。

○横光委員 国庫負担金の改革が今行われようとしておるわけですが、私は補助金と負担金、これは性格がそもそも異なるものだと思つておるわけでございます。

負担金は、国がいれば地方と割り勘的に当然の義務として負担するもの、しかし、補助金というのは、国が地方公共団体に対していはば奨励的ないし援助的に交付するもの、全然性格が違うんです。これが、今回財政論ということで同じどんぶりの中に入れられて、一緒に縮減、廃止に向かおうとしている、そういった意識があるんです。市川参考人、このことについてどのようにお考えでしょうか。

○市川参考人 おっしゃるとおり、地方財政法にも負担金の種類は列記してあるわけでございます。補助金と負担金は基本的な性格を異にしていると思ひますが、負担金の中でも、数年前に地方分権委員会が、生活保護費と義務教育費だけは例外的に削減対象から外すということ、数年かけ

た審議の結果、報告しているわけでございます。ところが、その地方分権委員会があれだけ熱心に議論した結論、つまり負担金の中でも生活保護費と義務教育費国庫負担金だけは残すという話がいつの間にか雲散霧消してしまつて、その補助金と負担金の違い、あるいは負担金の中でもなぜ生活保護費と義務教育費が格別重要視されなければならないか、国が責任を持たなければならないかという点の議論が最近では全くないうふうなふうな思へるわけでございますけれども、財政難であればあるほど、何が国庫負担の対象として残さるべきか否か、何は廃止してもいいかという議論が大事だと思ひます。

○横光委員 どうもありがとうございます。

いま一問、市川さんにお聞きしたいんですが、先ほど市川参考人は、今回のいわゆる出城をつぶすものですね、この改正に對しては反対だと。要するに、義務教育に関する費用は全体として維持、確保していくべきだという趣旨のお考えを述べられました。いわゆる根幹と枝葉を分けることには反対であるということをお聞かせいただけますか。例えば、学校の教育というものは、さまざまな職員がその専門性を発揮しながら、教員とともに、学校運営を円滑に進めるために協力してともに働いておるわけでございます。そこに事務・栄養職員という皆様方も一緒に頑張つておるわけでございます。

市川さんがおっしゃつたような、根幹と枝葉、これを分けることには反対というお考えですが、こは、こつて皆様が一体となつて初めて子供によりよい学ぶ環境ができるのであつて、要するに、枝葉と根幹を分けるような動きが今出てきておるんですが、こはあくまでも学校栄養・事務職員も一体となつて、教員とともに一体となつて義務教育費国庫負担制度の根幹になるんだというお考えでよろしいでしょうか。

○市川参考人 おっしゃるとおりでございます。私は中央教育審議会でも、教員が全体の奉仕者で、公の性質を持つて、したがつてまた研修に

努めなきやならないという規定がございますけれども、ここに一字だけ、教員の間に職というものを入れまして、教職員というふうにしたらどうかということをご提案しました。事務職員、栄養職員はもちろんですけれども、ほかにさまざまな職員がおられるわけでございまして、そういったものも含めて学校教育に欠くべからざるものであると。

それからまた、この法律が学校教員給与費国庫負担法であるならば教員給与費だけでいいということになります。だけれども、これは義務教育費国庫負担金ですから、教員以外の職員の給与費はもちろん、施設費、教材費その他を含めて保障するべきだ、こう思っているわけです。

○横光委員 終わります。どうもありがとうございます。

○池坊委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、当委員会を代表いたしまして、お二人の参考人に心よりお礼申し上げます。お二人は大変お忙しいと伺っております中、私たちのために時間を割いていただき、有意義かつ貴重な御意見を伺うことができ、大変勉強になりました。ありがとうございました。(拍手)

次回は、来る三月十七日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会